

170.4
Ko675k

神
乃
人

013922-000-8

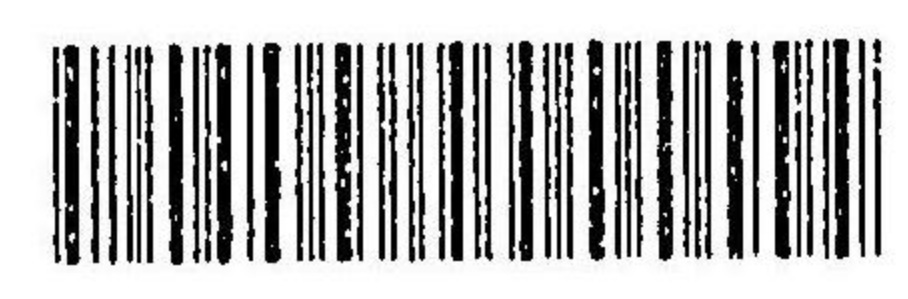
170.4-Ko675k

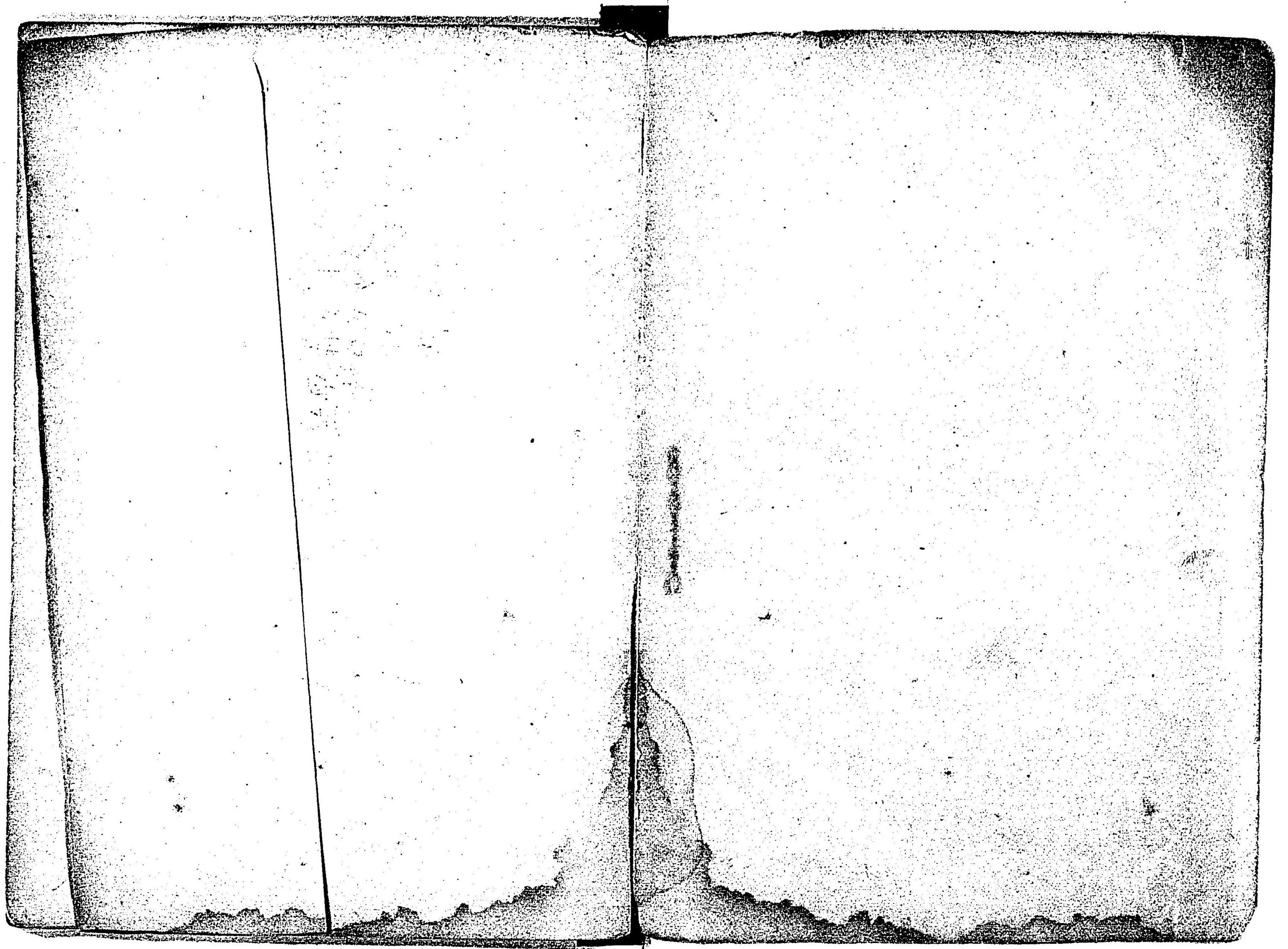
神のみや人

矢野 某/編

M45

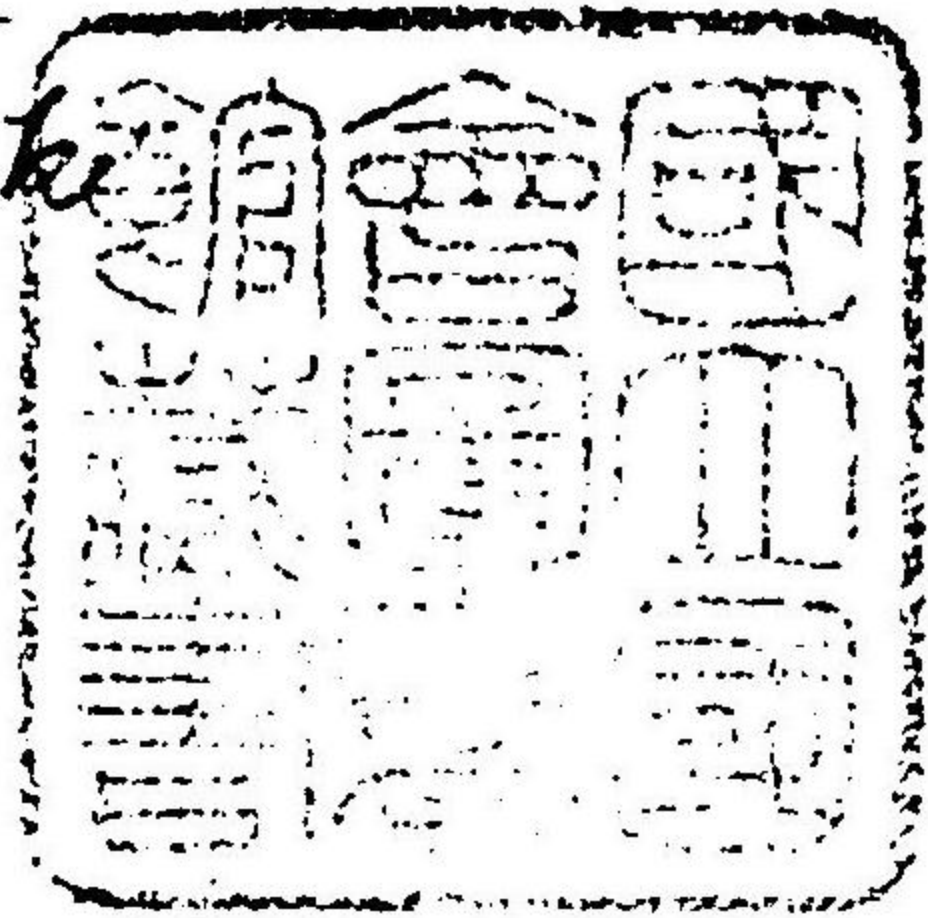
ABB-0162





神乃為人

170.4
Kob 75



219010

こごわり

一、本編には慶長以降、近時に至る迄の神職中、主として國學に縁由あるものを選びたり。且やその傳記の如き、一人に詳にして一人に粗なるあり、記述する筆致の如きも一貫せざるものあり。蓋し執筆の主旨の、他に存するものありたるによる。更に後日の修正改補を期す。

一、各人の略傳を記するに當り、敬語を用ゐざるを謝す。又その性行論說に對しても、批評する事を敢てせず。爲に記事の平板に流れ、無味に陥りし嫌なきにあらざれども、徒に私見を加へて偏せむことを恐れられたるなり。

一、各人の著書は可成之を列擧するに勉めたり。これ之に依りて略す其の人の學說を知り、趣嚮を釋ぬるの一助たるべきを信じたるに依る。又末尾に著作の一節を摘録したるものあり。これ必ずしも、その人の代表的作品ならざれども、偶々摘出に便なるものを取り、又本文の參考たるものと思はるゝ一二に就きて引用したるの

み。

一、本編には知名の士の遺漏せるもの頗る多く、又隠れたる名士も尠からざるべし。得るに従ひて後日更に續篇を公にすべければ、幸に大方の材料を寄與せられむことを希ふ。

明治四十五年五月

矢野 生誌

神のみや人

目次

一	大中臣精長と二宮の攝社再興	一
二	豊宮崎文庫創立者出口延佳	一
三	藤波時綱と神道	六
四	神道家大山爲起	九
五	日本逸史著者と葵祭の再興	二二
六	光海靈神	二四
七	足羽敬明	二七
八	吉見幸和と學規大綱	二九
九	平胤滿の社殿造營	三三

一〇 鴨 肺 爲 の 孝 心	二四
一一 五十槻園主人と萬葉集	二五
一二 梅宮の洞官橋本經亮	二六
一三 三寸鏡靈神の識見	三〇
一四 渡邊重名の苦學	三六
一五 小寺清之の葬祭の典復古考	三六
一六 岡 熊 臣	四二
一七 足代弘訓と饑民賑給	四四
一八 太宰管内志と著者の苦心	五四
一九 水藩の異彩齋藤監物	五六
二〇 南海の篤學者宮地益躬	五八
二一 眞 木 和 泉 守	五九

二二 鶴 翁 の 徳 化	六〇
二三 出雲國造と參勤	六三
二四 花田文庫と羽田野榮木	六五
二五 母氏の薰陶と久保季茲	六六
二六 精神家權田直助	八〇
二七 萩原正平と伊豆國式社考證	八五
二八 御巫清直の恪勤	八七

神のみや人

一、大中臣河精長二宮の攝社再興（慶長六年八月廿四日生年八十八）

精長は神祇權少副秀長の孫にして、僧仁清の子なり。初め釋門に入りしが、後還俗して一家を立て河邊氏と稱す。承應二年伊勢神宮大宮司に任せられ、萬治二年に至り造大神宮使を兼ね、四年神祇少副に任ず。寛文三年二宮の攝社及祝部を再興し、七年更に内宮内玉垣門（一に玉中門と云ふ）を、九年外宮内玉垣門を再興する等其他恪勤の行多し。もと神道を度會延佳につきて學びたりしが、學者といはんよりも寧ろ事務家と稱するを穩當なるべしと云ふ。延寶二年職を二男長春に譲る。天和三年在職中の功を以て從四位下に叙せらる。

二、豊宮崎文庫創立者出口延佳（元和元年正月十八日生年七十六）

度會延佳は出口氏、始め名を延良といひしが、後、後西院帝の諱(良仁)を避けて延佳と改む、世々外宮の權禰宜にして父を延伊といふ。夙に學を好みて和歌に涉り、神典に通じ、最も神宮の典故に明なり。由りて外宮、事ある毎に延佳をして典例を檢校せしむ。初め延佳、外宮の權禰宜に任じ、從五位下に叙せられ、次いで承應二年九月代始の賞によりて從五位上に叙せらる。是より先、延佳、慶安元年、宮掌大内人與村弘正等と首唱し、豊宮崎文庫を創立して祠官子弟の學を奨勵せんことを圖る。こゝに於て延佳の名漸く廷臣の間に聞ゆ。尋いて廷臣の、延佳の著、陽復記を天覽に供せしものあり。時の天皇后光明帝、延佳の學功を嘉賞し、承應三年四月、召して位一級を進め正五位下に叙せんとし給ふ。時に父延伊、齡すでに古稀を超え、位班延佳に同じ、延佳、父に越ゆるに忍びず、且は父の老後を盛にせんとして、父をして代つて加級の恩榮を擔はしめんことを請ふ。帝之を聽し給ふ。然るに之が爲に延伊、正權禰宜の位階を超越せしとの訴にあひ、紛議數年に亘り、遂に幕府の裁決を仰ぐに至りきと云ふ。

寛文の初め正五位下に叙せらる。同十年十一月山田大火あり、延燒五千戸、延佳の家亦災に罹り、多年蒐藏の書籍を始め、その刻苦の餘に成りし校訂の書、悉く烏有となる。加之此時兩宮師職の間に争訟あり、十一年十月延佳、外宮方の神書舊記考勘の役として幕府の召喚により、江戸に下りしが、審判の結果、外宮方の敗に歸し、一味の者と共に閉門を命ぜらる、時に年五十七歳なり。之より又多く講書の事なかりしものゝ如し、元祿三年正月十八日卒す。年七十六、時に位累進して正四位下たりき。同地尾上川妙見山の後に葬る。又別に祠を豊宮崎文庫の側に建て、其靈を祀ると云ふ。

- 著書 龜頭舊事記 一〇 龜頭古事記 三
神代卷講述抄 五 二所皇太神宮遷宮次第記 五
神靈記 一 復陽記首書 一
類聚神祇本源 神名帳考證
大神宮殿舎考證 中臣祓瑞穗抄 二

中臣祓瑞穗抄追考	二	二所皇太神宮遷幸要略	一
二所皇太神宮次第記	五	太神宮神事供奉記	三
太神宮或問		神宮秘傳問答	一
神宮續秘問答	一	太神宮參詣記首書	一
神代圖	一	伊佐波登美神考記	一
三輪考	一	隱顯集	
大成經破文		伊勢齋宮部類	五
太神宮神靈記	一		

豐受皇太神宮權禰宜從五位上度會神主延良誠惶誠恐謹言
 請特蒙天恩、以父權禰宜從五位上度會延伊、被叙正下階級、如子居從上本位、則父子一同、彌祈聖躬安寧、益祝寶祚長久狀。

右謹檢古典、竊窺神道、天高地卑、造化之迹也。父貴子賤、人倫之常也。粵延良以不才愚蒙、忝從上位、今又可被叙一階之由。仰思天恩、泰山高猶下。俯感神德、蒼海深亦淺。吁非神職、則不才何達名於敘聞乎。非冥助、則愚蒙豈越階於同輩乎。方今父延伊、文祿三年、自補權禰宜以來、及類齡七旬、且暮祈朝家繁榮、晝夜禱天下泰平、其功不少、其勞亦多。然猶從五位上、予亦同階也。今以父被叙正下、令予安本階、則父子不失其位、上下有得其序。但如此則以違背勅命、不然則又超越父位。難背勅命、難越父位。兩端不決、進退失度。望請天慈曲降衣衫、明叙忽昭微忠、以正五位下、被授稀年之父、則父登榮班、子安本位。於是傳感孝之敘德於萬代、伸思親之素意於一時。然則瑞籬之砌、祝聖算之悠久、注連之裡、祈王道之殷昌。延良誠惶誠恐謹言。

承應三年四月十九日

權禰宜從五位上度會神主延良上

三、藤波(時)綱と神道(元禄十六年歿)

時綱は眞野縫殿助と稱す。尾張國津島神社の祠官なり。後京師に住し、神道を唱ふ。父は伊勢の神官にして、神道に關し頗る發明する所多し。時綱其旨を繼承して子弟に教授す。初め菅原眞勝に學び、中頃卜部兼與に従ひ、又東愚明師に就き、後更に度會延佳に神典の緒餘を聞き、大にその學を深うすと云ふ。

著書	今古神學類聚抄	一〇〇	神家常談	三
	神代卷圖解	一	中臣祓或問	三
	本朝學原浪華抄	七	本朝神階編	一一
	神道類聚抄		疑問錄	
	異域同日談	二	六根清淨戒風葉抄	二

(神家常談上)

或神家の云。今世神道の故實衰微し。或は斷絶におよびぬる事。大神宮を始め、齋宮、齋院の御事、此事も大禮廢れて、我國の事にもあらぬ事のみ盛になりぬ。凡て物には本末あり、事にも終始あれば、先本朝の故實を本とし給ふ御事は、昔にかはる事なしと見ゆるに、今世の人神道の物事は、名を聞にだも、目をそばたて、唇をかへすが如くなりぬる事、時勢の風俗による事なれば、是非なき事也。此等の理は唐にも歎きおける事なれば、我國のみに限りたる事ならず。さりながら我國は大八洲として、異域にかはる由緒多し。神代卷の始めにては、萬國の元始をいひたるが如くなれど、大八洲の起源明かなり。元祖の神も、枝葉の神系もしるく、又人皇に至りても、正統枝別與に諸神の御裔にて、宗廟、社稷、天社、地社も分別あり。且萬代不易、神皇一姓の御由緒正しき國の風儀も知らず、他邦の道のみ心ひかされ侍る人あり。いかにぞや、計り難き事なり。むかし我國より遣唐使度々なるに、皆我國の元祖、神系など問はるゝ毎に、明白に答へし事、神名までも異國の書には載せ

たり。又唐人も來朝する毎に、我神國の道のみ巨細に問しとぞ。いづれの時にか、我國の儒者の應を聞きて、それは唐の事なれば吾よく知れり、唯日本の事を問なりと嘲りしとぞ。異國の史には、遣唐使の威儀正しきを見て、君子國の名に相應せりと稱美せし事あり。然るに動もすれば、我國の人の書に、粟散國など記せるは何事ぞや。昔より豊葦原中國、千五百秋瑞穗國などこそいひ傳へたれ、又異國よりさへ君子國などいふなるを、吾神國に生れ、神國の粟を食し、神恩に飽ながら、少しの主意の隔てによりて、身は神國に置きながら、心は敵國の基とも成べし。慎むべき事なり。

(南嶺子)

或時津島に行きて神主家に逗留し、國史など講じけるに、眞野時綱の撰書百有餘卷を見る。博覽強記誠に一方の大家といふべし。眞野氏をして、京師にあらしめ、秘

府の舊文になれしめば、其功も亦大なるべきに、記録に疎なりしこそ遺恨なるべけれ。

四、神道家大山爲起 (永祿寶永頃の人)

爲起は、通稱左兵衛、葦水と號す。其先は武靈命より出づ。父は稻荷上神主從五位上松本爲毅なり。三歳の時大山正康の養子と爲り浴に居る。十三歳にして父爲毅歿し、家を繼ぐべきものなかりしを以て、遂に養父母と俱に稻荷に歸り、神職を勤む。爲起、養父母に事へて至孝、父病むや力を醫藥に竭し、その歿するや厚く喪祭の誠を致せり。廣く和漢の書を涉獵し、洽聞博識の聞あり。又山崎闇齋に見え、其唱導、神道の奧秘を究む。三十二歳の時、養父正康の遺命に因り、神職を辭し、復、京師に住し、大山を以て氏と爲す。日々神典を教授して怠らず、門弟彌衆し。已にして母老いて家貧し。貞享四年十一月伊豫松山藩主の招きに應じ、味酒祠の神職を預る。時に歳三十有

七。神事の暇には書を講じ、道を説く。國中他領の神人、日を逐ひ月を重ねて會集し、門下に屬せんと欲するもの數百人に及ぶと云ふ。然れども道を尊び、敢て漫に其秘を言はず、若し深く信じ厚く志す輩あらば、喜んで之を導き、懇に之を授く。之に因りて都鄙門人にして許可を蒙りし者僅に五六人のみ。就中稻荷旅所神主平通秀は志深く、且祠職たるを以て其深秘を傳へらる。元祿元年二月、味酒祠の宅に於て始めて日本書紀全部を講了す。其所説を以て註を爲し、二十二年に追ふ。名けて味酒講記と曰ふ。自ら清書して國主侍從に奉る。是より先養母八旬、天年を以て終ふ。爲起謂へらく我此地に來り幸にして老母をして甚だしき窮亡なからしむ、今や即ちなし、盍を洛に歸らざらんやと。連りに祠官を辭す。されど藩主は強ひて留めて曰く、爲起國に來りしよりこのかた、封内の人、神を敬し、邪を斥くるに至る、國の重器と謂ふべしと、厚く之を遇し、別に封祿及び宅地を給して之に居り、時に神書を講せしめらる。爲起亦其恩恵に感し敢て去るを果さず。嘗て以ふやう、當世の人、神道を以て或は儒

佛の説を習合し、或は巫覡の事を混雜し、その元を察せず。又世に行はる、神代卷諸抄の若さも、諸家の説繁多にして未だ其是非を決するものなく。偶々人皇卷に至りト部家の釋あり、その考質、資る所あれどもなほ事略にして言簡なりと、乃ち廣く百家の書を考へ、間、傳受の意を附し、以て明かにするにあり。蓋し遺漏を千載の前に補ひ、鑑を萬歳の後に聞く者といふべきなり。

著書	神名帳比保古	一五	神道奥秘味酒講記	五三
	稻荷私記	五	職原抄玉綴	九
	氏族母鑑	一七	神人母鑑	四
	御柱訓傳	一	天孫本芑記蘭草	三
	古語拾遺私考	二	皇胃秘記	一
	傳神妙記	一	賢木葉抄	三
	桃華傳	一	葦水草	一

五、日本逸史著者と葵祭再興（享保八年正月廿九日薨）

鳴祐之、本氏は梨木、下鴨の祠官從三位祐永縣主の男なり。家職を襲ぐに及び從四位上より正三位に昇る。初め神道を山崎開齋に學び、遂に一家をなす。常に其の社の零落を歎き、頻りに葵祭の再興を希ひ、遂に勅命を得て、元祿七年舊慣に復す。また國史に精しく、その著日本逸史はその苦心の餘に成れるものなり。なほ和歌をよくし、たれども、自らこれを屑とせず、嘗て宮廷に於て歌人の御所望あり、正親町公通卿、祐之を薦む。されど歌は長ずる所にあらずとて辭し、國學を以て任せしとぞ。其志おもふべし。享保八年正月廿九日薨す。

著書 日本逸史 四〇 大八洲記 一二
 神代卷校 二 神武卷校 一

神代和解 九 祭事記 八二
 春日祭舊例 一

題日本逸史

吾神國之訓、非不欲令天下人知之、戸諭之。然祕授口訣、不敢輕示、非其人。蓋師資數學之慎、所以隆教守道也。然後世多有竊名背實以欲濟其私者。是豈傳授之罪乎。流俗之弊爾。於是自史策訓誥律令格式之典、及百家小說技藝簿曆之書、有一得子己而乏於世者、唯恐韞藏不密、閉蓋不深、而卒欲以是嚇人射利而已。祗足見其用心之陋、抑不知異日或歷陵谷之變、罹池魚之災、泯然無復斷簡隻字。幸而免焉者、亦腐裂於筐篋、徒爲蠶糧鼠竄之資而已。孰如初施之世、以不私其傳之久、不思之甚也。如日本後記一書、蓋亦亡矣。惜乎。其事可考、唯散見於菅公類聚國史、而類聚之編、實可

一四
以見^ル首公之學之大^{ナリ}。非^ズ他人所^ニ能^ク及^ブ之^ヲ焉。其書存^レ世復^テ絶^レ無^ク、纔^リ有^ル焉。眞可^ク嘆^ス矣。
從四位上鴨祐之縣主、博訪^ノ旁索^リ、以^テ得^ル類聚若干卷^ヲ。又慨然^{トシ}惜^ム舊史亡^ニ逸^ニ、嘗^レ有^ル心^ニ于補^フ緝^ス。比^レ者方就^ニ類聚所^ニ載^{スル}、而編^ニ次後紀時事^ヲ。更條^下附他書^ヲ、可^ク以^テ參^ル攷^ス於此^ニ者、因名^レ之曰^ク逸史^ト。且謂^ク此書非^ズ以^テ止^リ於此^ニ、敢^テ爲^ル自足^ト。庶幾^ハ猶得^ル諸書事實^ヲ、而類纂布^シ綴^リ以俟^フ。從來有^ル朝史筆削之典[、]或爲^レ之一助^ト耳。其志良^ク大矣。然則千歲之下、再全^ニ國史之逸^ヲ、繼^ニ類聚之美^ヲ、將必在^ニ逸史之成功^ニ。吾友勉^ム旃^ト。

元祿壬申重陽日

淺井 重 遠

六、光海靈神

神(貞享二年六月四日歿年六十八)

暉昌は遠江曳馬五社の神職にして學を稻荷の春滿に受く。諡して光海靈神といふ。左に賀茂真淵の碑文を録してその傳に代へむ。

光海靈神碑文(原文眞名)

遠つあふみ、引馬あがたに座す、五つの大神の社の神主、從五位下藤原の朝臣暉昌は、員カズの外の民部の少輔かけたり。此朝臣、うひ冠して、父の朝臣の家をつぐ。其家世、神の道を傳へ、また荷田宿禰の大人の教をうけたり。日々いづみけを奉り、いづみてぐらをささげ、ふとのりとごとを申し、神あそびをかなで、こゝたくの事、ふつに上つ世によりて、其よそひあだし大祠といへども、しかざる事あるは、此朝臣の功の^一つなり。そもく此大神は、東の都のふた御世とまをし奉りし、天の下しづめ給ふ御軍の君、はじめ引馬の城にあれませり。かれ御産靈の大神なれば、おほみことを下し、千ひろたく繩うちはへて、天つまはかりにはかりなし、宮柱ふとしき、千木高知りて齋き奉り給ひき、しかはあれど、年積りぬれば、天の御蔭そこなはれなむとす。朝臣おそれみ、かしてみ、東の都にまゐりて、うたへ申し事、元祿の十まり七とせに初まりて、四十あまりのたびにして、享保十まり二とせのふみ月に、こがねを賜ひて、修めつくらせ給ひぬ。其いたづきこゝばくの年を経て、つ

くらひなせる事、もとの如し。延享二年九月、ふるさき式をもて、宮遷しなしまつりぬ、これ朝臣の功の二つなり。朝臣の家は、もと市のうちに在て、いみ事あることに、たづきなし、社の下の岡にうつらまくほりすれど。その所、いとしなさかあれば、五百ついはほを引て垣とし、八百つはにをつみて、なることを得たり。つひに出居をたつれば、すなはちぬながらにして、富士の常夏の雪を見さけぬ。時の人、はめて、常夏の大人といへり。これ朝臣の功の三つなり。朝臣かたち、みやびやかにして、おほきなるおもひがねあり。うちには古への直き心を思ひ、外にはうつしみの事をよくせり。すなはち神の道のまゝなる人なり。またさはにくさぐさのわざをよくすれども、人のなすわざをはめて、おのれよくすと思はず。其常の心しらかくの如し。寶曆のふたとせ、六月十まり四日、朝臣年六十まり八にして、病てみまかり給へり。遠き國まで悲しみぬへり。其社のそとも、清水谷にはふりぬ。神祇の大副卜部の朝臣、光海靈神とおくりなせり。こは國造ります、くしみたまの功に

なぞらへたるなり。おのれ真淵、もつ國なるによりて、若かりける時、教を受けし事、父なせれば、悲しみしぬびまつる事、なとかやむ時あらむ。其次の朝臣爲壽、其妻しげき子も、おのれとうるはしかれば、おかつき所に、ゆるよしするさむ事をとめて曰く、いにし人その人なり。うへ皇御門の言葉をもて、せばやといへり。かれ黙すまじきよしありて、たゞに有つる事をとりてしるしぬ。

遠つあふみ、うなひてらして、よれる白玉

遠き世に、名をかゝさんと、よれる白玉。

七、足羽 敬明

明(寛文十二年正月廿五日生 寶曆九年二月十日歿 年八十八)

敬明は越前國福井、足羽神社の社司、馬來田治部丞尙家の嗣なり、幼名を右京といふ。實は福井藩士渥美新右衛門友信の子たり。初め尙家、老年に及ぶも男子なし。是を以て敬明を養ひ女、加奈子に娶はす。元、足羽家は繼體天皇皇女、馬來田、皇女よ

り出で、敬明に至り實に第四十七代となす。家世、足羽神社に仕ふ。然るに四十四代景貞より後、足羽神社々家官位叙任の事中絶す。敬明偏に舊例の如く再興せむことを欲し、京師に赴き、日夜身勞し、其家所傳の將軍家並に舊國主朝倉家の古文書、其他の文書を涉獵し、時の武家傳奏、中院通躬、中山兼親兩卿に執奏す。享保七年十月廿八日、勅して中興六年の命を拜し、家例立にて一姓を設け、代々父の例を相續すべき旨兩傳奏より仰渡さる。爾後禁裏との關係を密ならしめ、管に足羽家官位任叙の再興を遂げたるのみならず、以て足羽社中興の功勞者たり。此時從五位下に叙し、内藏權頭に任せらる。十八年從五位上に進み、櫻町天皇元文四年九月正五位下に叙し、後九年、寛延元年を以て從四位の下に昇る。蓋し今度諸社の祠官任官の儀一統に停止せられしと雖も、足羽家は櫻町帝の宸慮により、伊勢祠官と等しく社職位階の計あり。寶曆五年六月從四位上に叙せらる。時に年八十四。而も男子なし。故に京都河合神社權禰宜梨木祐條(英明改む)を以て養子となし、一女幸子に配す。寶永七年十月社務を英明に譲り

て、福井橋北板屋町の別邸に老す。然るに正徳四年七月、英明、年三十にして歿したるを以て、再び入りて職を襲ぐ。寶曆九年二月十日終に卒す、年八十八。敬明、壯にして家職を受け、社務に従ひ、傍ら文章詩歌を好み、又書を能くし、齡老いて後、堂上仕へ、越路の翁と稱せらる。

著書 足羽社記

越前國式社地參考

續日本紀故事考

續日本後紀故事考

文德實錄故事考

三代實錄故事考

日本逸史故事考

八、吉見幸和ニ學規大綱

(延寶元年九月十五日生 寶曆十一年四月廿六日歿 年八十九)

幸和は恒幸の次子にして、母を藤原蓮子と云ふ。元、吉見氏は石見國吉見の後裔にして、貞直といふもの、南朝に屬して王事に盡し、其子孫、伊勢の北畠氏に隸して、

同國小倭邑に住す。寛永四年、幸和の祖父幸勝、名古屋藩主、徳川義直に召され、是より世々尾張侯に仕ふるに至る。幸勝始めは近臣の列に加へられしが、源氏の正胤たる故を以て、東照宮の祠官に補せられ、采地百五十石、宅地三所を賜ひ、駿河久能神主榑原照久に准じて、從三位を極とし、子舎に在るの時より叙爵し、籍紳家の猶子となり、中間四年を以て、加階の式となし、致仕の後、亦此の如くすと、家法を命せらる。この時より源姓に歸し、吉見氏に復す。幸勝、博學強記にして、編著多く、君命を奉じて、九條幸家を師として、神道の淵源を究め、有識典故に通じ、聲名關東に擧れり。延寶三年五月歳六十二にて卒す。子恒幸嗣ぎ、正四位下、民部大輔に叙任せらる。是れ幸和の父なり。恒幸家業を繼ぎ、元祿十年六月、五十七歳にて卒す。時に幸和年廿五。

幸和幼にして藩主徳川綱誠の近習となり、三輪勝彌と稱す。然るに兄幸寛多病の故を以て家業を襲ぐこと能はざるや、幸和さながらに家を繼ぐこととなり、元祿元年十

一月嫡子分となり家督を相續して、名古屋東照宮祠官となり、十二年八月六日、刑部大輔に任せられ、後、正四位下、左京大夫に叙任せらる。享保十三年九月廿九日、職を其子幸混に譲りて退隱す。幸和、時に五十七歳なり。かくて上野村(名古屋の東北一里許)に別荘を設け、數々遊びて老を樂みしもの、如し。後、三十四年、寶曆十一年四月廿六日病んで卒す。年八十九。別荘の側に葬る。蓋し吉見氏歴代墳墓の地なりと云ふ。

著書	宗廟社稷問答	二	難雜事記	一
	兩宮辨	一	國字辨	一
	五部書說辨	一二	增益辨ト鈔俗解	一
	神代正義	六	神學辨疑	五
	類聚服忌令拙解	二	凶禮問答	四
	五十鈴川記	二	伊溫勢泉紀行	一

神學初會記學規大綱

一、神道は、我國天皇の道、尊敬せずんばあるべからず。開闢以來、神聖治國の功勞を以て、君臣の道嚴に、祭政の法正しき事、國史官牒を以て、事實を考るもの、國學の先務たり。俗學の輩、正偽を辨せずして、偽書妄撰の造言を信じ、偽作之神託、自作の古語、附會天妄の説をまじへ説く者は用ゆべからざる事。

一、國史を釋するに、或は儒に便り、或は佛説に習合し、理説を以高上に説上げ、佛語を用ひ、虚誕に馳せ、奥秘口訣と稱して、證文なきは信ずべからず。古記實録を以て研覈すべき事。

一、國學の儀は、誰によらず學ふべしといへども、祭神の事、齋戒もなく、種々の行法を執行ひ、巫覡のごとく、非分の願を祈り、神明を瀆すの類、非禮の至なり。

堅制すべき事。

右三條、先生談話之隨、以俗語筆記畢、猶不忍辭其序、講懇敦諭、先生、齡既超古稀、然語人、人不倦。

九、平胤滿の社殿造營

神胤 元祿四年四月三日生、明和元年十月廿一日歿、年七十四

胤滿は上總國市原郡菊麿郷、八幡社の祠官にして、本姓は神服氏、日章齋と號す。父は安成、胤滿はその次子なり。依て出て、平重員の家を嗣ぎ、其女を妻り、平氏を冒す。幼より常人に異なる所あり、讀書を好み、専ら志を吾國典故の學に潜め、深く舊典の衰廢を歎き、笈を負うて荷田東麻呂の門に遊び、數年にして業成りて郷に還り、家職を承く。爾來絶えたるを繼ぎ、廢れたるを興し、祭祀の儀、大に舊に復す。享保六年秋、西上して從五位下に叙し、大炊頭に任せらる。寛延元年新に社殿を造營し、頗る壯嚴を極む。朝廷其功を褒賞し、更に從五位上に進む。同儕祠官共にその常典に

二四
あらざるを榮譽となす。寶曆改元の歳、職を子信胤に譲りて家に老す。後十四年、明和元年十月廿一日を以て卒す。年七十四。

一〇、鴨祐爲の孝心（享和元年六月十七日歿）

祐爲は鴨祐之の孫なり。家職を襲ぎて下鴨の祠官となり、正四位下、上總介に叙任す。冷泉爲村の門に入りて和歌を學ぶ。精力絶倫にして、其詠吟、幼より老に至るまでに、十萬の多さに及ぶ。嘗て一日に千首を作り、住吉社に納めしこと二回ありきといふ。又書を善くし、まゝ自書贊のものあり。その母氏常に觀音を信じ、朝暮三十三所順禮の歌を讀誦す、祐爲其の歌の愚拙にして聴くに堪へざるを憾むと雖も、これを停むれば、母氏の意に違ふを恐れ、依りて新に其詠歌に易ふるもの、三十三首を作り、母氏に與へて曰く、これは、母君の日夜念誦したまふ、詠歌の本源なり。今より後これを讀誦したまはば、殊更觀音大士の感應も深からむと。母氏大に喜びて、その如く

なしきと。祐爲身、神官にして、ことに學識拔群の人なれども母氏の意に逆はず。しかして又、世俗の愚弊をいれざるの操あり。そのここに出づる誠に良計といふべし。

一一、五十槻園主人と萬葉集（延享三年八月十四日歿、年五十九）

荒木田久老は通稱主税と呼び、五十槻園と號す。伊勢外宮の祠官度會正身の子なり。始め彌三郎と稱し、外祖父秀世の家を嗣ぎ權禰宜に補す。安永二年、位を返上し同時に職を辭し、實家に還り、中書と稱す。後齋宮と稱し、荒木田久世の嗣となり、久老と改め内宮權禰宜に補し、正四位下に叙せらる。幼より古典を學び、後、賀茂眞淵の門に入り、益、精勵して遂に一家を爲す。最も力を萬葉集に用ひ、眞淵の萬葉集に次ぎて「槻の落葉」を著せり。人と爲り豪宕不羈、常に四方を漫遊し古典を教示す。當時本居宣長同じく眞淵の門より出で、名聲世を風靡するものありしかど、時人宣長の説を喜ばざるものは、皆久老の門に遊び、業を受くるもの多かりきといふ。文化元

年歿す、年五十九。

二六

著書	萬葉考槻之落葉	八	日本紀歌解	二
	續日本紀歌解	一	校正肥前風土記	一
	竹取翁歌集	一	祝詞考校訂	三
	祝詞考道考	一	校正出雲風土記	一
	校正豊後風土記	一	古本和名抄類聚抄	一二
	古事記歌解	二	歌意考校訂	一
	邇飛麻那微校訂		古器考校訂	
	文意考校訂		難波舊記考	一
	酒之古名區志之考	一	五十槻園集	
	播磨下向日記	一	播磨漫錄	

(槻の落葉) 跋

この言(夫倭歌之體比興爲先、感動人情、最在茲矣。季世陵遲、斯道已墜、今至僧中頗存古語、可謂禮失則求之於野。故採而載之云々)を見るに、はやく此御時古風は廢れて、こればかりの書をしもめでたきものとして史に載られたり。ざるを千載の後にしてこの學のみさかりに起りて、たれも古風の歌よみ、古體のみかき、俳諧といふ事する、ものしらぬえせ人までも、古き世の發語マクラコトバなど取あつかふ事に成ぬるは、誠に加茂縣主の功にもありける。賜ものにも有ける。この學にして千歳の師とあふぐべきは、吾加茂の大人、吾縣居の大人。

同 しく

師のおのれの許にいひこされし言に、かにかくに萬葉をよく見よ、萬葉をうたのみとおもふはあたしきなり。いにしへの人の心言葉を得んには、歌の外やはある。萬葉をよく見ば、おのづからいにしへ人になれ行て、その身、その世、その時にある

二七

がごとく、儒佛の道にまよはされぬ、いにしへ心に立かへりぬべし。さてこそ神代
のことをもうかゝひしるべきなれ。千歳の人の上にたゝんはこの學なりといはれし
は、まことにさる事にて、かたじけなき教言なりけり。

(天明八年八月十一日考終)

一一一、梅宮の祠官橋本經亮(實曆十年生年四十七
文化三年四月十日歿)

經亮、姓は橋氏、橋本はその家稱たり。橋窓と號し、又香圃といふ。京師梅宮の祠
官となり、肥後守に任じ、兼て非藏人に任せらる。もとより學を好み、博聞強記、時
輩に超越す。高橋圖南の門に入りて、有職故實を研究し、其名一世に高し。又小澤蘆
庵、伴蒿蹊等と交り、歌風超凡の稱あり。人となり、豪放不羈にして物に拘らず生涯
奇話多し。嘗て朋友蒿蹊、東洋等と集會の時、一人曰く、文事雅談は我輩の常なり、
其餘會戯に滑稽噓談をなして遊ばんもまた可ならずやと。諸子これを賛す。應て其

初會の日を定むるに、催主經亮にあたる。茲に於て當日諸友同行して、梅津なる經亮
の居宅に往くに、門戸を鎖して今日他行の標を出す。諸子驚き其滑稽を奇とし、且笑
ひ且賞して俱に家に歸り、空談の妙また此右に出るものあるまじとて、其事こゝに停
ぬと。又其學を勉むるや他念なく、その宅より禁中へ參る途中にも手に巻を釋てず、
屢々田畑に墮て衣を漬すことありと雖も、自若として猶もとの如く書を讀みながら行
くを常としたりといふ。

かく經亮奇行に富むと雖も、學識一世に冠たりしかば、その門に遊ぶもの亦多し。
文化三年四月十日病んで歿す。時に年四十七。著す所服飾等古典に關する考證多し。

著書 梅窓筆記

橋窓叢話

橋窓餘語

校正年山紀聞

(梅窓筆記)

皇朝の古禮は四拜拍手することなりしが、日本紀略延暦十八年正月朔、皇帝御大極殿中略受朝、減中略四拜中略爲三再拜、不レ拍手中略とあり。此比よりおのづから四拜拍手は止て、北山抄本朝、風四度拜レ神謂レ之兩段再拜中略と云やうになりて、神を拜するにのみ古禮殘れり。さて又拍手にも八開手ヤヒラテ、長く拍手レ、短拍手シノヒナなど云ふことあり。今時の神を拜するに、二つ手を拍は短手にて、延喜式の假名に、しレのびレてとあるものにて、拍聲の音なきやうに拍を云なり。玉海、治承四年二月丙戌天晴、此日祈年祭也中略祝師進庭中坐、申祝詞十段別稱唯即拍手中略、上卿以下從レ之上卿拍手法不令有聲、手ノサキヲアハセテヤサツ打合也。一條禪閣兼良公、江家次第抄新年祭今案上卿拍手作法不令有聲、手のさきをわはせてやをらレと打合也とするさせ玉ふにても不有聲中略を知べし。

一三一、三寸鏡靈神の識見(寶曆五年八月十五日 生歿七十七)

藤井高尚は備中の人、初め通稱を忠之丞といひ、後、小膳と改む。松屋、及び松齋

はその號なり。又天保六年には吉田家より三寸鏡靈神ミカドノカミと云ふ名を得たり。備中吉備津宮ヨシノの祠官となり、正五位下に叙し長門守に任ぜらる。初め國學を同國笠岡の人、小寺清光に受け、後本居宣長を師とし、鈴門の巨擘となる。殊に物語を研究し、また文章に堪能なり。されど自ら之を以て本領とするものにあらず、かの「大祓詞後々釋」に
おのれに従ひて物學ぶ人、近き年頃は、京を初め、國々に數多になりて、その中には、古き歌文の心詞を釋きあきらめて、自讀み書く事も拙からぬは、これかれとあれども、むねと神典をよむに心を留め、力を入るゝは、いとまれにて、云々とあるによりても知らるべし。天保六年正月二日、著書の既に上梓せるもの、三十卷を社頭に献す。同月十四日、職を辭し、子、高超之に代りて、宮司即社家頭の中に加はる。十二年八月十七日卒す、年七十七。

- 著書 おくれし雁 一 御蔭日記 二
消息文例 二 さき草 一

ひさものゝため	一	日本紀御局考	一
伊勢物語新釋	六	大祓詞後々釋	一
三のしるべ	三	松屋文集	三
松屋文後集	三	出雲路日記	一

三寸鏡靈神の初度の祭に、大穴持命の御前に申す詞に
 これの年頃、おふけなくも、おのが和魂を、三寸鏡にとりつけて、祭りなむと思ひ

をりて、此事を都の吉田の殿に申し、かば、三寸鏡靈神と云ふ名を賜ひぬ。生ける
 人の魂に、かゝる名を賜ふ事は、たやすくあるべき事ならねど、高尙、幼きより、
 八九の老に至るまで、たゆみ怠る事なく、御國の學に心を碎き、力を盡して古書を
 讀み考へつゝ、釋き明らかめて、諸人をも教へいざなふによりて、天の下に名を知ら
 えぬる功を愛でたまひ、はめ給ひて、賜へるになもありける。

高尙の或人に送りし消息の一節

國學も分て申候へば四しな也(全體は皆兼ねずは和學
者といふべからず)

一、歌學、萬葉より二十一代集、近く草庵集まで也。草庵集より後は詞つづき、テ
 ニハに無理有之、みだり也。此事野生委しく考ありて、本居翁に語り候所、同
 意也。御面談に可申上候。

一、文章、上古の祝詞、宣命の類が文章の根本なり。さて今かくには、諸家の物語、
 歌集の序など也。これをよく講習して、自らも文章を書へし。此事も野生委し
 く考あり。つれく草より後は、はやみだりなり。法則とならず。御面談に可
 申上候。

文章は、歌よみにても、神道家にても、少しは學ぶべきもの也。之を學ばざれ
 ば、一くだりかく歌のはしがきに、はや誤りて、見苦しきもの也。神道家もこ
 れをかゝれば、何をもて事を記しおくべき。さてかき候と甚おもしろきもの

に御座候。野生は歌より文章を好みり。

一、記録學問、これは六國史をはじめ、式、格、律、令の類數部あり。これを委しく讀む人は所謂有識家なり。土肥典膳などの學問、これに近し。橋本肥後守これなり。橋本方にて、令の會議有之、出席致申候。神道家など、必ず記録は可讀事也。私もいよく記録をよみ可申存念也。之を見れば本朝の事明かならず。

一、神道學問、古事記、日本紀是也。別て神代の卷に心を留めて見、わか國の道を知る學問也。萬葉記類をもか
れ見る事なり。此神道の事、甚紛はしく、野生幼年より心掛候て、先最初に、卜部の御家の書をよみ申候。釋日本紀と云ふもの、卜部家御先祖の作也。これはあらめ成ものに候へ共、說正しく候。扱又、永弘と申す人の講釋宮内にて神代記よまれ申、三度
聞書さとの圖書、若父寫しおけり。有之候を見申所、専ら佛見に類して、道たち難く被存申候。又、垂加流と申す神道あり。かの卜部御家、後代の誤なる佛見を破

して、吉田家古傳と號し、吉川翁より傳へて一流をなせり。笠岡小寺何某、この傳へあり。私先年より、歌の友にて入魂故、参り候て承傳書をうつし見申所、甚理窟面白、神代記など明らかに分り申候。しかし儒見に近く、わが國上古の風俗上古の歌などの様子に、一向引合不申候。しかし理窟をのけてあとは、皆古記録により候ての説故、正しく卜部御家後代の傳よりは、遙にまされる事多し。されどその理窟に、つゝしみの事を、土金を以て辨じ候など、かの宋儒の居敬窮理に似より候て、いやしみ氣味合有之候。又、古學神道と云あり。本居翁の説是也。これは賀茂の眞淵といふ人、萬葉集より日本紀、古事記の歌を以て發見し、垂加流の理窟をのけし神道にて、古記録によりて辨論し、しれざる事は、しれぬとし、神代の事を、私の了簡を以て、うかちし説をなさず、ありのまゝに見申、至つてやすらかなる神道也。この神道に、垂加の正しき處をまじへよみ候へば、まづは神道の大成なり。

一四、渡邊重名の苦學(天明七年生、天保十二年歿、年七十二)

重名、初め名は堅石。豊前中津の人なり。父を越後守重堅と云ふ。家世々吹出濱古表神社の社司たり。父の命により兄石見守重喬の猶子となり、家職を継ぎ、天明六年從五位下に叙し、上野介に任ぜらる。人となり磊落不羈、雄辯流るゝが如し。少時父に請ひて京に遊ばんとす。許されず。安永五年竊かに家を脱して京師に赴き、柴野栗山、頼春水と交り、毎に寢食を同じくす。共に學資に乏しきを以て、常に雪花菜を買ひ、飯に和して食とせりと云ふ。一日慨然として思へらく、吾は神州の人なり、何ぞ神州の道を措きて他を學はんやと。天明二年伊勢に遊び、荒木田久老の門に入り、皇學を受く。故ありて再び京師に遊ぶや、窮亡殊に甚し、久老其の志を感じ、毎月學資金若干を給す。後、久老子弟の來るを謝絶するや、本居宣長に就きて學ぶ。學成りて又京師に遊ぶ。宣長歌を贈りて曰く、

都人また踏みなれの足引のやまとの道は君しるへせよ

都人あらぬかたにそ迷ふめる和歌の浦路も君しるへせよ

と。其の師に信せられしこと此の如し。當時青柳種信、長瀬真幸及び重名を以て九州の三大家と稱せしと云ふ。中津藩主奥平侍從賢を執りて學を受け、俸若干を給せらる。藩士翕然として此が門に入る。藩養進修館にて國典を講ず。その盛なること知るべきなり。天保十二年十二月二十三日歿す。年七十二。

著書	木柴の雪	四	木柴の殘雪	一
	萩の古枝	一	菅の根	三
	神罰即報論	一	深山の落葉	
	豊後紀行		豊筑紀行	
	瓊の浦づと		南島紀行	
	天橋立紀行		東上日記	

樂山二幸樓歌長歌集
文集

本居大平より重名へ遣りたる書翰の一部

三八

道を論じ候にも、落度なき襟願上候。はじめによわき事いひてもわろし。つよ過てもわろし。又當代には、甚憚りて申すまじき事などもあるもの也。當代には、いかる事を、ふと云ふはねんなきこと也。ふぎんみの事也。道を論ずる人よく心得べき事也。かの五十槻園などは、甚だ岡部大人を尊み、甚だ古道を信じ、古風を得給へる人なれば、うかとすると、當代にさしかまふ事あらんやうにおもはれ侍れば、その所は貴君なごよろしくとり直し御吟味可然候。道を論ずるの大事に御座候。しかりといへども、當代にへつらひて古をわやまつなごいふ事は古學者の本意にあらず。をしく、たけく、あかく、清々しく、たゞしく、なほく、やはらかく、ひろく、くはしく、あらまほしき事なり。古學忠信の人はよく心すべきこと也。

一五、小寺清之の葬祭の典復古考

(明和七年四月十四日生
天保十四年十一月歿年七十四)

清之は備中空岡の人、棟園と號す。幼字は敬藏、又主馬と稱す。後、盛物と改む。父は清光、世々其地の稻荷社の祠職たり。幼にして儒學を西山拙齋に學ぶ。一日拙齋和歌百首を試む。吟詠口を銜いて出で、拙齋録するに違わらず、太た之を賞す。天明元年、父に従ひて京師に赴き、神祇管領、卜部從二位に謁す。後十年再び京に上りて謁す。從二位、清之をして中臣祓を講せしむ。辭理精通、剖析極めて詳なり。從二位大に嘆稱し、乃ち悉く家説を擧げて授く。寛政十年父に代りて祠務を司る。享和二年三度京師に如き、梨木祐爲に就きて歌道を聞く。時に僧慈延亦和歌を以て聞ゆ。清之又之と交り、其名終に蓋下に噪し。卜部氏乃ち清之に授くるに、我國葬祭の典を以てす。これ其の復古の才あるを知るに依る。蓋し中世以還、佛教隆昌にして我國古來の葬祭の法、頗る混亂せるものあり。清之、之を嘆き、文化元年夏、江戸に行き、幕府に請うて、自家の葬祭の典を更革す。僧徒爲に怒り、閔訟容易に決せず。後漸くにして其の請を允され、是に於て始めて積年の志願を遂ぐ。東に在るの日、村田春海、加

藤千蔭、清水濱臣等と交り、列藩の士人賢を執り學ぶもの百數十人。時に參政堀田侯、清之を招いて神代卷を講せしむ。侯大に賞嘆す。文政の始め家務を義子清房に譲り、備後市邑深津に老し、悠々餘生を送る。天保十四年十一月病歿す、年七十四。清之天資謙讓、而して操守甚堅く、讀書の方大概家訓を恪守し、頗る贊翼の功あり。又詠歌詩文に長せざるにあらすと雖も、以て屑となさず。終生神道を明にするを以て任となせりとすふ。

著書 備中名勝考

備中志

備後名所考

備後略記

老牛餘喘正續

三備式内外考

神職考

(神職考)

神職通稱の末段

ちなみにいへらく、庶人の、某左衛門、某右衛門、某兵衛、某助、某輔、某藏などいふは、皆官名なり。これ借せるが如くなれども然らず。ゆるある事なり。古は民部省より、毎年諸國に丁夫をその國より幾人くと、その國司へいひおこせたるを、國司各國中にわりつけて、民部省へ上せあつむるなり。さてそれを民部省より、左衛門府へ幾人、右衛門府へ幾人と、官々に分ちつかはすなり。其任はて、國にありし人、源氏の左衛門に使はれしは、源左衛門と名乗、平氏の兵衛なる人につかはれしは、平兵衛とやうにいひしものか。介も助も輔も皆此例なり。藏といふも、内藏、大藏などの人に使はれしなり。たとへば良岑氏の内藏、または大藏につかはれし人は、良藏などやうにいひしならむ。この故に、かの名頭といふ物は、大むね、古の官人の姓氏なり。

一六、岡

熊 臣

(天明三年生年六十九
嘉永四年八月五日歿)

四二

岡熊臣は通稱藏之助、石見國鹿足郡木部、木園の郷中組村の人。代々近郷の氏神、宮長八幡宮の祠官たり。昔、弘安五年吉見源太郎源頼行、石見の守護となり、能登より石見の鹿足郡木園に移り。館を構へて住し、所々城砦を築き、同族を分置せしが、岡氏も其一なり。後神官となり、猶は郷士たる身を墜さざりき。熊臣壯くして學事に志あり。出雲國造千家清主に就きて古典學を學び、歌及び文章に長ず。蓋しかの清主は本居宣長の學を受けて考古の大家なり。熊臣は加ふるに平田氏の古學を以てし、又古實學に長じ、律令格式を究め、著書頗る多し。就中柿本人麻呂事蹟考、千代のすみか、三才祝詞等は既に出版せらる。著書中最も大部なるは、日本書紀私傳にして、こは本居翁の古事記傳の體裁に倣ひて筆をとりたるものなり。中、清書數十卷を残し、草稿は已に備はれり。又神職歴運考は神官一體の沿革を論じ、日本の古傳より、その沿革を詳かにし、祭事政事の由來を論じたる稀世の著書たり。かくてその學識近國に

振ひ、門人數多あり。人或は勸めて曰く、都會に出で、學生を養成せば其功數倍なるべしと。熊臣、曰く、我れ石見の地にありて榮を生地の人と共にし、祖先の遺業を守りて足れりと。其實學想ふべし。津和野の領主龜井侯其學をよみし、擢で、藩學養老館國學の教師となす。嘉永四年八月五日、病みて歿す、壽六十九。

著書 天地人三才祝詞

一 千世のすみか

三

柿本人麻呂事蹟考辨

一 日本紀私傳

七

神職歴運考

一

一七、足代弘訓と饑民賑給

(天明四年十一月廿六日生年七十三
安政三年十一月五日歿)

足代氏は、世々伊勢神宮の神官なり。弘訓に至り益家名を揚ぐ。今左に齋藤正謙の撰に係る墓碑銘を録す。依つてその經歷人物の大概を知るに足らむ。

權禰宜正四位上度會神主足代君墓碑銘

人神一致、事人者、不可不忠於人。事神者、亦豈可不忠於神耶。如足代氏、可謂世、忠於神者也。我邦尊崇神祇。有大社二十一。而伊勢為之最。在昔天武朝、特詔伊勢神宮、修造遷替、以二十年為期、永以為例。爾來至永享六年、七百五十餘年、每朝舉行不懈。其後喪亂相踵、朝典悉廢、神宮弗修者、百三十年、愆期之久、殿閣傾圮。足代氏之先、弘興神主、見而悲之、慨然力請、應宣、下於諸國、募其用費、以謀營繕、遂以永祿六年九月成。遷替如故事。事聞蒙敕賞。賜姓度會神主、擢任權禰宜、叙從五位下。其家本微、系譜不詳。至是始顯。子孫相續蒙蔭。至於寬居君、益振祖業、大顯於世云。君諱弘訓、通稱權大夫、足代其氏族、寬居其別號也。為弘興神主十一世之孫。高祖諱弘調、從四位下。曾祖諱弘隆、從五位上。祖諱弘寄、從四位上。考諱溫早、正四位下。至於君、累進至正四位上。前代所未曾有也。君少好學。以為祠官不可不明神典。首研究之。遂及國史律令歌集等書。少從宇治久老。長從本居太平、及春庭

而游焉。猶不以自足。屢往京師、從芝山竹屋諸縉紳、有所質正。又游江門、與新見、岡本、成島諸士、及埜、朝川、狩谷諸人相往來。以廣聞見。為人狷介有守。而學不立門戶。常謂、今之學者、皆誇識見、吾獨以無識見、為識見。是以務考證、述而不作、其所編輯、國史類聚、歌集類語、寬居雜纂、度會系圖考證已下、凡有千餘卷。噫亦夥矣。天保中、禁中講國史。以君之宿學、有所啓詢。君乃撰六國史人名部類若干卷。上於平生所蒙親眷三條公。公又獻之內。下書褒賞、賜資硯。本為御物云。少來作和歌數萬首、亦成一大家。然不欲為歌人、自托其稿為一卷、曰海士囀。素抱經世之志、屢救人之急。貧學生自四方來者、留而宿之、或至數月、曾無厭倦之色。家為之貧而弗恤。山田之都、豪奢成風、祠官多破家絕嗣者、其佗弊習甚多。君意憂之、謂有弊如此而不救、如我大神何。遂走江門、上書於當路、頗有所矯正。晚年憂洋夷猖獗、博考圖志書史、告從游之士、使知所方嚮。亦皆所以忠於神國也。性本多病、攝養

甚至、平生不敢御滋味。故能保耆壽。安政三年夏、俄獲疾、恍惚半歲、遂以十一月五日卒。距其生天明四年十一月二十六日。得年七十三。葬於鷺山先塋之次。長子弘敷早世。次子弘益亦夭。二女適人。養姪窪倉弘圖之子爲嗣。名曰弘直。余與君相識最舊。門人輩誌銘之謂「非可辭也。乃據其狀、銓次之。且爲之銘。」曰。

大神之德至矣哉 洋々乎光被日域 苟修祀典不墜 亦所以忠於皇國
 忠乎維忠足代氏 神安國泰寔其力 克繼先志老不衰 爲國深愛英與墨
 齋志而歿目豈瞑 魂兮永倚神山側

津藩 齋藤正謙撰

弘訓の博學にして考證に委しき、皆國典に關し有益なる著書にして、實に千二百三十部、二千百七十九冊の多きに及ぶ。明治十一年二月、宮内省より、時の三重縣合岩村定高に命じ。その著書を騰寫せしめられしもの三百餘、又、献納せしもの七十四冊

なりきとす。

古事記神名類聚	一	古事記人名類聚	三
日本紀部類	三	日本紀人名部類	七
日本後紀人名部類	七	日本逸史人名部類	七
續日本後紀部類	一一	續日本後紀人名部類	三
續日本後紀故事成語考	一〇	文德實錄部類	五
文德實錄人名部類	二	三代實錄人名部類	三三
度會系圖考證	七五	三證一覽	一九
神傾考證	一三	令義解部類	五〇
萬葉集類語	一一三	萬葉集名所部類	一六
萬葉集類句	六	古今六帖頭字部類	一〇
物語歌類字部類	九	物語歌下句頭字部類	九

消息部類	八	宇津保物語頭字部類	三
源氏物語類語	五〇	歌集類語	八六
詞のしきなみ	一〇	八代集部類	三〇
八衢補翼	五〇	寛居類纂	八六
おろかおひ	三	かしこき跡	二
地震雜纂	二三	服假觸穢辨蒙	一〇

四八

ある人に贈られたる書狀

私儀十四より始めて學問仕り、歌をよみ申候。十八より、五十槻園宇治久老に入門致し、猶又芝山大納言持豊卿にも、點削を相願ひ申候。廿三より、本居春庭、太平、兩翁に入門致し申候。二十三十の頃は大天狗にて、大先生になるべき心持に御座候所、逐々諸名家に交り候に付、先非を悔み四十に至り、江戸に出、柳營の御學風を

219010

も、少々相伺ひ、五十に至り、京都に參り、禁廷の御學風の片端をも相伺ひ、それより大に見識下り、今年六十八に相成候へども、唯今にては、白髮の書生にて是まで不覺悟の義を、黄泉の土産に覺え置き申度、少年の衆を學友に致し、かつ學び、かつ教へ申候。御一笑可被下候。

同じく

亡父存生の節、我輩は神地に生れ、數代神恩に浴し、妻子をも養ひ、家事をも扶助し、猶當家においては、永祿遷宮の由緒にて、叙爵も致し候へば、一部の著述を世にも殘し、神恩の萬一をも報じ申候へと、平日申し聞候故、草稿物は大方仕候。始は偏固の古學流に御座候所、さやうにては、公にさしつかへ候儀も御座候趣、竹屋三位様、其外、江戸の御方々などの御教諭をうけ、猶又偏僻の學問よろしからぬ儀は、塙檢校、狩谷掖齋なども、吳々申候間、其後は諸家の所長をとり、一家の説に拘泥不仕候。段々年は老くれ、閉戸の隠者にて、世間に交り不申、家道は貧窮、外にた

四九

のしみも無之候。唯大神宮へ寸志の神忠と存、日夜草稿物のみ仕候へども、手ひとつにて仕候事故、力たらず、大方校合も行届不申、清書も出来かね、反古同前にて、蠶食に供へ候迄に御座候。

自警 七 條

人をあざむく爲に學問すべからざる事、
人とあらず爲に學問すべからざる事、
人をそしる爲に學問すべからざる事、
人の邪魔する爲に學問すべからざる事、
己が自慢する爲に學問すべからざる事、
名をうる爲に學問すまじき事、
利を食る爲に學問すまじき事、

一、饑民賑給の事

貞觀政要、今清國にある所の本は、元才直の政竄の本にて、唐吳兢の真本は、我皇國につれはりたり。其本二部あり。一部は安元三年二月五日、式部大輔藤原永範朝臣の奥書あり。一部は菅原爲長卿傳本にして、吳兢の上表を載せたり。此上表、諸本皆脱して、ひとり此本に存せり。(全唐文に載するものと比較するに少異あり)江戸湯島狩谷掖齋望之、此寫本二部を弘訓に贈れるによりて、豊宮崎文庫に寄附せんとせし折しも、天保四年癸己、東北の國々、大風洪水の災によりて、稻穀熟せず。翌五年甲午にいたりて、諸國糴の禁きびしく、我神境は、ことに米價貴くして、窮民餓死に及ばんとす。弘訓、愚蒙といへども、これを見るに忍びず。しばし安濃津に往來して、米千俵をこひ得て、土地の救荒の料とせり。此時貞觀政要の古寫本二部を、津侯の學校、有造館に納めたり。これによりて豊宮崎文庫に寄附せんと思ひし素願の、遂げざるをなげさしに、安濃津河北氏、その志を憫みて、今年天保八年丁酉、かの有造館に納めおきたる吳兢の上表ある一本を謄寫して、豊宮崎文庫に納め

たり。弘訓、喜悅にたへず。則近藤氏の御本、日記附註を抄録して、卷首に附し、その田口に、此書の來由をしるすこと、上件のごとし。

天保八年丁酉八月

足代權太夫渡會弘訓

二、饑民賑給の事

學問料趣意書云。天明年中、米穀高直にて、銀札壹匁に三合半の節、紀州領は、香嚴院様、名高き御名君にて、御救行届候由、其外大名の御領は、いづれも御救ありて、あまり餓死いたし候もの無之候由、山田は餓死のもの多く、野邊などにては、聲をあげて呼はり候も有之、誠に哀なる事に候と、亡父常々物語いたし候。此近年米穀餘程高直に罷成、行末心もとなく候へば、此度の金子も、實は凶年の心當に仕り、若しさやうの事御座候はん節は、學問などの如き、ゆるやかなる詮義は、いたし難く候間、本金をも悉く出し候て、飢渴のものを救ひ申度候。是小子第一の念願に御座候事。

一、學問料と唱へ不申候ては、差支も御座候趣に候間、さやうには唱へ候へども、實は土地の凶年の手當に仕度候。然る上は、其趣をも談じ、右金子多少によらず、居町内へ預け、利息も八朱に相定め、町内にも凶年手當金の事に候間、徳分をとらず、世話いたしくれ候様相頼み、利息を以て、學問料にわた候位に罷成候迄は、年々の利は、本金へ積入れ申度候。行々利息を學問料に用ひ候様に罷成候ふとも、學問料に用ひ不盡少々づゝにても、本金へ差加へ、とかく凶年の手當と存候主意、消行不申候様仕度候。但本意、さやうの金子に候間、早く本金をふやし度候とて、利息を増し候事、利欲にわたりよろしからず候間、是は八銖より、決して相増し申間敷候事。

三、飢饉の折の歌

天保四年の冬、飢饉の時よめる

目の前に見る身になりぬ頼みなき世のわびしさの昔語を

うる寒き世にふるしづが冬籠雪もなげきもさを積るらむ

飢饉の折、おろかおひといふ書をかくとして

はに出てぬみのはどしらで、おろか生のおろかにも世を歎くなるかな

一八、太宰管内志と著書の苦心(安永三年十二月廿一日生、安政五年十一月九日歿年八十五)

伊藤常足は、筑前鞍手郡古門の祠官、常成の二男たり。幼にして魚冲と稱す。十八歳の時、木月村藤崎見順に儒書を學び、二十三歳よりは儒學を龜井南冥に學び、又和學を青柳種信に従ひて修む。種信は本居宣長の門人にして、筑前國風土記拾遺、防人日記、官家考等の著あり、常足の好學はその鼓舞、與つて大に力ありきといふ。文化元年太宰管内志編輯の志を立つ。時に年三十一。五年筑前國中神職の惣司浦信濃守每保より、學業の稱譽として金子百匹を賞せらる。此年隔月、浦氏の居所、志摩郡櫻井に出で、日本書紀を講ず。爾後年々兩三度づ、出で、書を講じ、又歌會を催し、頗る

子弟の教養に竭す。翌年二月、京都に上り、畿内、伊勢、尾張等を歴遊し、諸名家と交り、七月歸國す。文政六年二月、再び上京し、吉田家にて神職の許状を受け、畿内、伊勢等を歴、所在の名家を訪ふ。天保三年、國主の内命により、屠兒考を編し、六年五月、又浦氏の囑によりて、流鏑馬占源考、鷹甘祭神考を作る。遂に十二年十二月十四日を以て、太宰管内志八十二卷、太宰府徴三卷、筑前准風土記三卷、陸奥准風土記三卷、出羽准風土記二卷、百社起源五卷、合計九十八卷を藩主に上る。後更に百社起源續徴、豊後雜徴、肥前雜徴、古寺徴、騎射徴、筑前雜徴等合計四十卷を上る。嘉永六年正月、藩主參勤の途次、黒崎茶屋にて謁見し、其記念として畫工刀稱春叟昇をしてその像を畫かしめらる。安政三年正月、年々藩主より給せらるゝ米拾俵を嗣子直江代まで給はるべき旨あり。五年十一月九日朝病みて歿す。享年八十五。著書中特に太宰管内志は西海道に關する良好の地誌にして、夙に専門學者の定評ある所なり、只其記述の、一地方に精にして、他方に疎なるものありとの評あれども、著者の如きは、

身、邊鄙の一小祠官にして研學に不便なる境遇に在り、且管内志の編輯は藩命を受けたるにあらず、單獨の事業たりしなり。且家財豊なるにあらず、遊歴自在なるにあらず、材料亦得易らずして獨力よくかゝる大著をさせるは、實に異數と言はざるを得ず。其他考證に關する著書百餘卷、及抄録類の現存せるもの九十餘冊、自家の日記數十冊あり。以てその如何に好學にして、健筆なりしかを知るに足らむ。

著書	太宰管内志	八二	太宰府	徵	三
	筑前准風土記	三	陸奥准風土記		三
	出羽准風土記	二	百社起源		五
	筑前雜	九	筑後雜	徵	二
	豊前雜	四	豊後雜	徵	三
	肥前雜	三	陸奥雜	徵	
	出羽雜		韻學紀聞		三

騎射	徵	二	古寺	徵	三
神代類語		三	屠兒考		一
防長雜記		四	諸陵式備考		四
驛鈴備考		一	相模備考		一
釋紀引用書拾要		二	雨夜集		六
岡縣和歌集		六	同上附錄		一
屯田屯倉始末		一	硯海和歌集		三
雨夜物語燈	上下		百社起源續	徵	十九冊
流鏑馬占源考			鷹甘祭神考		
時のつゞみ			歌道見聞抄		
月見日記			花見日記		
鷲見日記			山里日記		

(忘井の水)

今より四十四年ばかり昔に、故青柳の大人を師とたのみ聞えて、古イニシのふみの事ども、これかれ問ひ聞えつるうちに、四年ばかりを経て、文化元年といふ年、おふけなくも、九國二島のしるべふみ、つくらまく思ひおこして、師にもまをしつるを、誠によき事なりとて、すみやけく、うべなひ給ひぬ。かくて又三十二年ばかりを経て、天保六年といふ年の冬、師と頼み聞えつる人は、なくなり給ひて、ゆらのとわたる舟人の、梶なき思ひをなしつ、二年三年をふるうちに、かつくも書集めて、それが名を太宰管内志と負せて、巻の数は八十あまり二巻となしつ。かり田の落穂落ちたる事ども多かめれど、齡のはども七十に近くなりたれば、波よる磯のいそがるるすぢなきにしもあらずなむ。ことし天保十二年といふとしの十二月、おのれ國

府にもものして、つかさにまをして、國の守に奉らむ事をこふ。

於ニ當家ニ年々正月元日一家に讀聞せ可申條敷之事

一、寛文七年從ニ公儀ニ被ニ仰出ニ候御條目、屹度相守、神祇道無ニ懈怠ニ可ニ致ニ修行ニ事。付、公儀之御趣意を道之本といはし、其身學問之筋に而致ニ自得ニ候越者、道之枝葉と相心得可申事。

一、兩親へ之仕方是又公儀之御趣意を目當として、兪略無ノ之様に相謹可申事。付、兄弟子孫、其外一族等之間も、是に准じて心得可申事。

一、職分之事に付、聊に而も新規之儀、取起し候節は、手筋之役柄者、申に不及、村方役人中、兼而及ニ熟談ニ可申事。

付、上之役人者、勿論、村役人に至迄、假初にも致ニ誹謗ニ間敷事。

一、儒學者學問之根元たる之間、八九歳之比より、二十四歳迄に、四書、五經、左

傳、國語、史記、漢書、文選、蒙求、唐詩選體之事者、且々心得させ可申事。付、諸子百家之書に渡候事、并詩文章體之事者、其身之才不才に依而、可爲勝手次第事。

一、和學之儀者、二十六七歳之比より致稽古、六國史律令格式を初め、古事記、萬葉集、倭名鈔、三代和歌集、伊勢、源氏類迄も、且々心得可有之事。

付、歌道之儀、是非共少々心得無之而者、相濟不申事。

一、手蹟之事者、和漢之流儀に不拘、七八歳之比より、不怠稽古爲致可申事。付、村内子供指南之儀者、勝手次第たるべき事。

一、當家受持氏子、少分之事に付、家業之外、何等に而も、産業之助と相成可申筋、指はまり稽古可有之事。

付、職分不似合之儀者、可致遠慮。但書道之類は、苦敷かるまじき事。以下略右之條數、元祖より之趣旨に任せ、且拙者愚意指加へ、相極置候間、當家累代に相

傳へ、神職無恙様に、相續可有之者也

天保十三年寅九月

古月村社人 伊藤魚冲

一九、水藩の異彩齋藤監物

(文政五年生年卅九 萬延元年三月九日歿)

監物は齋藤氏にして一徳文里と號す。世々常陸國那珂郡靜村なる靜神社の祠官たり。父を式部と云ふ。性沈毅、夙に藤田東湖の教を受け、敬神尊王之念深し。弘化元年五月藩主徳川齊昭、幕府の譴を受け、爲めに幽囚せらるゝや、監物奉仕神社の氏子を集め、君臣の大義を説き、且神明に誓ひて主君の冤を雪がんとを期す。於是江戸に微行し、閨老阿部正弘の邸に詣り、上書して辯訴し、辭頗る昂る。正弘以て起訴なりとし、水戸に禁錮せしむ。幾もなく罪を免ると雖も、日々時勢の非なるを見て慷慨遣る所なく、弘く四方の士に交り、密に世運を挽回せんとす。安政五年八月、朝廷勅書を水戸に下さるゝや、監物同志と謀り、勅書の旨を奉行せんとせしに、幕府は勅許

を待たずして開港の條約を結び、水戸をして勅書を奉還せしめむとす。有志激昂し、
監物等私に江戸に上り、形勢を察す。然るに翌年八月幕府又齊昭を幽し、安島帶刀を
刑し、加之天下の志士論客を刑戮すること頻りなり。水藩の士憤怨措く能はず。監物
自ら斬奸の任に當らむとし、薩藩の士有村雄助兄弟と計を合せ、遂に萬延元年三月三
日、大老井伊直弼の登城を櫻田門外に要撃し、奮闘身に數創を蒙り、老中脇阪安宅の
邸に自訴し、細川侯の邸に居ること六日、遂に傷の爲に死す。時に年三十九。明治三
十五年從四位を贈らる。死して餘榮ありと云べし。

庚申暮春同志之士十七人於愛宕山共賦

胡馬南來久不歸 山河踐破一身厄
功名認我等雲過 歲月驚人似夢飛
每事恐貼千載笑 此身甘與衆人違

只今唯有君親在 血淚紛々點客衣

辭世

君がため積るおもひも天つ日にとけてうれしき今朝の淡雪

二〇、南海の篤學者宮地益躬(享和元年生 文久三年歿 年六十三)

益躬は土佐國土佐郡比島村神明宮の神主にして、左門神齋の子なり。その系、日本
武尊の王子建貝兒王に出で、後本國に遷る。一族の主なるもの三家あり。皆累世神職
を以て其家業とす。就中人物の傑出し、且事跡の見る可きを益躬となす。益躬、資性
温厚にして深く學を好み、最も言語の學に長じ、又努めて諸生に教授す。其著す所に
古言徵三十卷あり。紀記萬葉を抄録して、廣くその言辭を集め、之を五十音順に排列
したるものなり。晩年に及び更に古今集以下王朝の文學に就き、之を増補するの業を
起し、日夜その蒐集に身を委ぬ。然るに會、風疾を發して業をとること能はず、漸く

カの部に至る五卷を完成したるのみ。文久三年卒去す。時に従五位下和泉守たり。古言徴最初の稿本は谷子爵家に藏し、えの増訂本を家に納む。傳にいふ益躬國の學者鹿持雅澄と親交あり、言辭の學を以てかの萬葉集古義を補訂せし所甚多しと。又いふ夫人某藤田氏和歌に堪能にして、よく夫の業を助け、献替せし所少からずと。

著書 秋の露 二 坂本神社考 一

(古言徴序末段)

予嘗欲_レ爲_二修辭學_一、輯_二錄古語_一、以便_二引證_一。以_レ無_二閑暇_一、託_二之宮地益躬_一。益躬性沉重謹慎、事_レ神之暇、潛_二心纂輯_一。三十年、積爲_二三十卷_一。名曰_二古言徴_一。大便_レ索_二古語_一、求_レ古意_上。若_レ公_レ之、而歷_二授諸後生_一、古意古言瞭然、我道盛、數日可_レ俟也。不_レ堪_二歡喜_一、因作_二之序_一云。

安政己未九月重陽

大神 影 井

一一一、勤王家眞木和泉守 (文_化十年_生元_治元年七月廿一日_歿年五十二)

和泉守、名は保山、筑後久留米の人、同地水天宮の祠官なり。十一歳の時、楠公記を讀み、感奮措_レ能はず、毎月二十五日を以て楠公の祭典を執行せり。後、水戸彰考館總裁會澤安の新論を讀み、大に感激し、水戸に至り、其門下に遊ぶ。蓋し和泉は、安によりてその精神を鼓舞せられし事多かりしもの、如し。居ること一月、和蘭船の長崎に到るの報あり、乃ち勿皇郷國に歸り、心を海防の事に潜む。弘化四年、上京して三條實萬、野宮定功に謁し、王政復古の議を獻す。聽て再び歸國し、同志を糾合して皇威恢復の策を講ず。嘉永五年三月因循黨に箝制せられ、藩の譴責を受けて、謫居するや、憂國の念、止み難く、四方の子弟を集めて、勤王の大義を鼓吹す。安政五年堀田正睦、開港を奏請するや、和泉慨然として、國體策、天命論の二篇を草して、三條實萬に贈り、又文久元年、密書を野宮定功に呈し、更に平野次郎をして、迅速天祐の策を島津久光に呈せしむ。二年二月に至り、深く天下の形勢を察し、斷然禁を破り

て薩に入り、島津久光に謁し、説く所あり、然れども志を得ず。轉じて大阪に赴き、同志に推されて將に大に爲す所あらんとす。偶寺田屋の變に遭うて再び禁錮の身となる。三年二月藩主俄にその囚を釋き、引見して時勢を問ふ。和泉此月封事三十條を朝廷に上る。而して藩命を帯び、薩に使用して歸るや、藩論急變し、三度囚となる。時に侍徒中山忠光、長州に在り、和泉の志を憐み、藩司に説き、幸に放釋せらる。是に於て藩主に説くに攘夷討幕の事を以てす。又上京して學習院の徵士となり、論ずるに天下の政令をして一途に出でしめ、且宣戰講和の大權を將軍の掌中より返すべきを以てし。説、大に公卿縉紳を風靡し、先帝亦深く和泉を信頼せられ給ひきと云ふ。偶、八月十八日大和行幸中止の事あり、長藩は禁門の守衛を免せられ、三條公等七卿の長州に下るの止むなきに至るや、その冤枉を雪ぎ、長藩の勢力を挽回し、攘夷の貫徹せざるべからざるを主張し、忠勇軍八百の總督となり、元治元年七月、毛利侯以下大舉上京を機とし、山崎天王山に軍して威を示す。時に命ありて其軍を撤せしむ。衆、進退二派

の議あり、和泉等主戰論者命に従はず、遂に一敗地に塗れ、廿一日、同志十三人と共に枕を並べて自刃す。明治五年一月朝廷永世祭祀料を遺族に賜はり、廿二年靖國神社に合祀せられ、廿四年正四位を贈らる。蓋し神職列傳中の俊髦たりといふべし。

哀哉歌十首の内

有レ客有レ客名保臣、以レ罪遂在ニ華江濱。四十鬢髮白數丈。骨長膚黑眼光瞋。一脉曾
湖洙泗水。寧知被ニ世喚ニ奸人。嗚呼哀哉淚輒下。陰雨此時入ニ暮夜。
有レ母幡々在ニ紫灘。幸聞即今身體安。哀々父兮棄レ我早。母也鞠レ我實艱難。殊恩未
レ報反勞劬。中夜憶レ之心膽寒。嗚呼哀哉肌生レ粟。暮蟬此時聲繼續。

囚中吟の内

かゝる子を育てしものと今更に悔ゆらん母のことをしぞ思ふ
砕けても玉と散る身は潔よし瓦となりて世にあらむより

三條公と唱和の内

六八

久方の高天原の朝がすみいくらばかりの春かこもれる
長かれと誰が爲にかは祈るべき君が千年をつなぐ玉の緒

辭世

大山の峰の巖に埋めけり我が歳月のやまとたましひ

(經緯愚説)

一、宇内一帝を期する事

祈年祭祝詞の内皇太神宮に奉告詞に、狹國は廣く、險國は平けく、遠國は八十綱
打かけて引寄る事の如くとある。即天祖の神慮にあらずや。然はこそ昔の御門は、
蝦夷は云もさらなり、肅慎、勃海、三韓、琉球まで皇化を敷き給ひ、中古までも坂
上田村麿は、日本中央の石を奥州南部の邊地に建たりといへり。勿論我天津日嗣は

宇内盡くうしはき給ふべき道理なり。魯西亞へトルが妻は婦人にてさへ、へトルが
遺業を益盛にして、我海内一帝たらんと志を立たりと聞、固より我國は大地の元首に
居て、地理を以ても四方に手を展るに甚便なり。一世にては成就すまじけれど、今
日より始て其規模を定め、東より西より、いづれにても其宜に従ひ、事を擧て、遙
に天祖列聖の御志を遂させたるこそ、我天子の孝とも申べき事なれ。

祭楠公歌

五月二十五日は楠公戦死の日なりとて、むかしは人やつとひてなにくれとなく手向
などしけるを、今はさるべき身にもあらず。さりとてむなしう打過んも心うさわぶ
なれば、みきさくげてひそかにまつるとて
かゝる身になりてさこそと思ふかなたぐへて見んはかしかれども

一二一、鶴翁の徳化(天明六年十一月廿七日歿年八十九)

七〇

鶴翁、鹿島氏、名は則瓊、初め右衛門と稱し、後、大和と改め、晩に鶴翁と號す。本、中臣氏にして天兒屋命十世の孫狹山命より出づ。是より先、崇神の朝三世の祖、神間勝命、この神を顯はし奉る。爾後その裔鹿島神主と爲り、常陸の鹿島に居る。臣狹山臣命、十六世武主、從五位上に叙し、姓を鹿島連と賜ふ。武主の子、大宗といふもの、正五位下に叙し、社務惣官の號を賜ふと云ふ。神護景雲中、朝議、大神を大和春日山に迎祀するや、大宗其子時風、秀行と隨行す。二子留りて春日に居り、子孫世々其の社司となる。大宗の後廿一世の孫を則弘といふ。應永中の大宮司となり、正五位下に叙す。其の世々塙に居るを以て、又、一に塙氏と稱す。則弘以後世々大宮司を襲ひ、以て鶴翁に至る。蓋しその十六世也。鶴翁、祖は則備、子なきを以て春日社正預正三位富田光知の第三子を養ひ嗣となす。これ時風の裔にして、之を則峰と爲す。即ち鶴翁の父なり。

鶴翁年十九、父の後を襲ぎて大宮司となり。弘化中、從五位下に叙し、大和守に任ぜらる。度量宏遠、喜怒色に形れず、時に幕府の季世にして、人情險薄、而して鹿島の俗、健訟風をなし、動もすれば、起訟して長官を凌ぐ。幕府常に鶴翁を召して、措辯せしむ。依つて江戸に往復すること、一歳或は數次に至る。然れども、利害得失に於て、甚しく相計較せず。尋者服して命を請へば、則亦理によりて指示す。其僚屬に於ける、器を撰みて委任し、疑を容れず。故に人々力を出し慮を盡す。在職殆六十年郷里其徳に薰じ、争訴殆ど止む。安政五年致仕す。子則孝襲ぎて大宮司となる。慶應元年、孫則文、祭儀を更革するを以て罪を幕府に得て、八丈島に流さる。則孝即時に職を禡はる。鶴翁再び起て大宮司となる。居ること二歳、皇室中興、征東大總督有栖川宮、江戸に入る。鶴翁即ち趨きて大捷を賀す。時に年八十三。人皆其矍鑠、壯者を凌ぐものあるに驚く。既にして鶴翁東下するや、鶴翁を行宮に召され、從五位上に陞せ、鹿島氏に復す。其春秋高きを以て則孝をして代つて事を視しむ。又則文を召還

す。明年職を則孝に譲りて老す。明治七年十一月廿七日病みて卒す。壽八十九。夙に古典に涉り、尤も國歌を善くす。贊を中納言芝山持麿に執り、又檢校塙保己一、僧立綱等と贈答切磋、終に其の妙に造るといふ。

七二

一三三、出雲國造と參勤(寛政十二年八月廿一日 生年七十九)

尊澄は尊孫の男、明治二年出雲大社御杖代兼國造職を襲ぎ、同年三月二日參朝し、從五位下に叙せられ、同四日天顏を拜し、錦二卷を賜はり、從四位下に叙せらる。是れ特にその家系の、天穗日命以來連綿相承け、且齡、耳順に達したるを嘉賞せられて、此の恩命ありしなり。又上古御即位又は吉事あるとき、出雲國造をして神吉詞を奏上せしめられたること、延喜式、貞觀儀式、其他の歴史に明かなるに天長十年(仁明天皇四年即チ一四九四年)國造豊持の神吉詞を奏せし以來、其事歴史に傳はらず。従つて國造の參朝も中絶せしを尊澄參朝して此の殊恩を蒙りたり。同四月出雲大社當職の上班に列す。同

年七月、神社改正の事あるにより、位記を返上す。同十二月華族に列し、更に從五位に叙す。同十一年一月老を告げ、嫡男尊福、家を繼ぐ。同年八月卒す。齡七十九。尊澄國學をその族千家俊信に學び、俊信死後其の高弟岩政信比古(周防人)又は本居内遠の指教を受く、内遠とは絶えず、書面を以て研修し、就中日本書紀に關する質疑應答は集めて十數卷を成せりといふ。その文友甚だ廣く加納諸平、近藤芳樹、大國隆正、秋元安民、鈴木重胤、植松茂丘、八田知紀、飯田年平等知名の士なり。

俊勝 — 俊秀 — 尊之 — 尊孫 — 尊澄 — 尊福
俊信

著書 松壺文集

松壺歌集

櫻の林

歌神考

神壽詞後々釋

社頭花といふことを

花のさかりなるころ、まだ夜をこめて、ある御社にまうでたるに、み垣の櫻の梢にかすめる月影、心にくきに、ほのくみゆるもいひしらぬ匂ひなり。やうやう白くなりゆくにつれて、山の端のすこし赤く紫だちたる横雲の細く棚びきたるも、花の匂のみちぬるにやあらむ。いみじううるはし。しはし神の御門にぬかづきたるひまに、いとよく晴たる朝日の、長閑にははひあひて、ひときはめでたし。玉ちはふ神も、大み心すがくしうみそなはすらむかし。かしこけれど、ぬさも取あへずとは花のうへにていひつべくなん。

葵の詞

みあれの日、加茂の御社にまうでたれば、さきおふこゑのきこくるまにく、やがておどろくしう、御使のわたり給ふさま、いとめでたし。朝日に匂へるかかふ

りのみどりば、あふひ草になむ。そもく文化帝の、臨時の御祭の絶えたるをつがせ玉ひ、ことし文久三とせといふ年の三月に、行幸さへありけるは、御代の名の似かよひたるも尊くなむ。

いてましのめぐみの露は神山の時にあふひやうれしかりけむ

と、いはるゝも、れいのきこえずやあらむ。ものよくしれらん人定めてよかし。

二四、花田文庫と羽田野榮木

(享保元年 生年八十二
明治十五年六月一日歿)

榮木は三河國渥美郡羽田野の人、同郷神明八幡の兩宮に仕ふ。初め通稱常陸と稱し又の名を敬雄といふ。少時より學を好み、文政十年七月平田篤胤の門に入り、古典を攻究し、刻苦精勵、學業大に進み、名世に著はる。性篤實にして、人と争はず、衆人其の徳に服す。明治元年十二月皇學所御用係を命せられ、次て講官となり、また宣教の事に勤む。六年冬權大講義となり、十四年十二月權少教正に補せられ、翌年六月一

日行年八十二にて病歿す。

七六

榮木、嘗て庭中に文庫を造り書を藏め、花田文庫と號す。其數二千五百十五部、卷數一萬三百七十七卷の多きに達せりと云ふ。

著書 三河國官社私考

一五 母氏の薰陶と久保季茲

(天保元年五月十二日生、明治十九年三月五日歿、年五十七)

季茲、父は德潤、母は德永氏。家世々德川幕府の醫員たり。季茲人となり、沈毅寡黙。幼より多病にして常に藥餌を廢することなかりしかど、好んで書を読み、手に卷を釋てず。初め漢籍及醫術を學ぶ。十歳にして父を喪ひ、専ら母の薰陶を受く。母氏深く神道を信じ、皇學の衰頹を憂ひ、國典を研究せむことを勸む。年十五、始めて古事記傳を読み、大に悟る所あり。専ら心を國典に潛め、益研究して怠らず。弱冠豊後の人鶴峰^{シゲノ}戊申を邸中に招きて、悉曇及籌算を學ぶ。季茲、毎に曰く、悉曇、籌算は

實に戊申を師とす。皇學に於ては素より常の師なし。然れども斯學を研究し得たるものは、古事記傳の資なり。若し強て手が師を問はば、古事記傳なりと答へんのみと。嘉永以降國事多端なるや、殊に皇室の式微を歎き、切りに尊王の大義を唱へ、幕吏の忌む所となる。慶應三年、幕府、政權を奉還するや、季茲武藏國入間郡下新井に隱退す。後静岡に歸藩し、士族に列す。明治元年十二月、朝廷召して、神祇官書記となす。累進して大學大助教となり、宣教權中博士、教部省出仕、宮内省御用掛に歷仕し、正七位に叙せらる。後職を辭して更に大神神社^{ミコトヤシロ}宮司に補し、中教正を兼ね。後又皇典講究所の設立せらるゝや、専ら力を生徒の養成に盡す。明治十九年三月五日病んで卒す。享年五十七。東京谷中の墓地に葬る。私に諡して、道隈豊開別大人と云ふ。

著書 古語拾遺講義

三種神寶論

稜威口詰

神德略述頌

古道訓蒙頌

祝詞略解

七七

(杉庵雜攷)

禮樂の論

聖武天皇の天平十五年五月の詔の中に、上下乎齊倍和氣无レ動久靜加令有兩禮止樂止二部並志平久長久可有云々とあるは、漢風に據給へるにて、上古の意に非らざるごと、鈴屋翁の論はれたる如くなれども、其禮と云ひ、樂と云ふ名なごころ漢風なれ其實事に於ては、固より神代より在來りて、上下を齊へ和けしなり。そは漢籍の語にはあれど、治レ人之道莫レ急ナレハ於レ禮ヨリ、禮莫レ重キハ於レ祭トモ、禮行レ於レ郊、而百神受レ職焉、禮行レ於レ社、而百貨可レ極焉、禮行レ於レ祖廟、而孝慈服焉、禮行レ於レ百祀、而正位則焉とも云ひ、祭祀敬神は、實に禮の大本なるを、吾が神國の神習、この道を

以て萬事の基本とすれば、禮の實の行はるゝ、固より論を待たず。而して樂と相並ひ行はるゝ事は、天之石屋戸の前にして、天兒屋命、天太玉命、幣帛を捧げ、諄辭を奏し給ひ、天鈿女命神遊びし給へるぞ、其基元にはありける。古語拾遺に、中臣忌部二氏、俱掌ニ祭祀之職、媛女君氏、供ニ神樂之事。また中臣忌部二氏、相副奉レ鑄ニ日神、媛女之祖、亦解ニ神怒。然則三氏之職不可ニ相離一とあり。中臣忌部二氏の職は即ち禮なり。媛女氏の職は、即ち樂なり。天孫降臨の日、五部神を天孫に侍從せしめ給へるは、蓋し是禮樂二つのもの相離るべからざるが故なること、五神の中に中臣忌部と、媛女とは更なり、玉作鏡造も、幣物を製造する職なれば、猶禮の中にあるを以て知るべし。孔子の云く、「禮と云ひ、禮と云ふ、玉帛をしも曰はんや、樂と云ひ樂と云ふ、鐘鼓をしも云はんや」と云へり。假令玉帛鼓鐘なしといへども、敬と和とを失はずんば、猶禮樂存するなり。況や神代朴素と雖も、禮の器には、八尺曲玉、八咫鏡青白和幣などあり。樂の具には、琴笛歌舞あり。その事と其器と備

はれること斯の如くにして之を禮樂なしと云ふことを得んや。爰に知る。禮、樂二つ並べて、上下を齊へ和くる者は、獨り漢風に據るに非ずして、神代より固有する所なるを。若しその名なきを以て、實と併せて無しと思ふは、無識の甚しき者なり。今日文明の世人も、徒に文字を數ふるのみを、學問と誤れる類なきに非ず。眞に能く活眼を開きて古書を讀み、百千年退歩せる、君子國の風を挽回せんこと、吾人の急務なるべけん。

二二六、權田直助

(文化六年正月十三日生、明治二十年六月八日歿、年七十九)

直助は家の名を名越廼舎と號す。直教の子なり。家世々醫を業とす。十九歳の時、憤然として曰く、我學未だ足らず、業亦精しからず、宜く良師に就て攻究すべしと。妻を娶りて母に仕へしめ、自ら野間廣春院に就きて醫術を修むること三年、業大に熟し四方を経歴して家に歸り、再ひ業を開く。二十三歳(或は云ふ、天保八年の頃なり)思ふ所ありて平田翁の門に入り、皇道の濫與を明にし、又眼科外治方産科等を涉獵し、名聲四方に聞え、病者遠近より集る。曰く、匆忙斯くの如くんば書を著し、斯道を後世に傳ふるに能はずと。依つて治療を門人に、家事を妻に委し、一室に籠りて著書に従事し神遺方經驗抄十卷を作る。其他古醫道に關する書三十餘部あり。直助常に強壯にして眠ること少し。常に曰く、書を讀には未明と深更とを用ふべし。人の憩時に勤めずんば奚ぞ人に秀つる事を得むと。其病中の如きも常に尊上に在て著述に従事す。又談偶々學事に及べば言語快爽氣力平生に異ることなし。且つその尊皇の念の厚きは、孝明天皇崩御の折。憂歎して爲に病に罹り、又敬神の心深きは、病中と雖も神拜の際、必ず沐浴せられたるが如し。門人等其德に懷き、敬ふ事神の如くなりさといふ。左にその晩年における略歴を表示せむ。

文久二年(五十四歳) 〇十一月、京都、五條家の召に應じて上京す、蓋し諸卿と往來して王政復古のこゝを離せんが爲なり

慶應三年(五十八歳) 〇秋、落合直亮と共に某公の内命をうけて東下す

- 明治元年(六十歳) ○五月、錦旗奉行、五條爲榮に従ひ姫路に入る
- 同 二年(六十一歳) ○正月、白川家の學館を預り、皇學を教授す
- 二月、刑法官監察司知事に任ぜらる
- 五月、御用を以て東下す
- 七月、本官を以て上京仰付らる。此月大學中博士に任ぜらる
- 十月、從六位に叙せらる。皇漢醫道御用掛を仰付らる
- 十二月、本官を免ぜられ、更に醫道御用掛を仰付らる
- 同 四年(六十三歳) ○四月、嫌疑を蒙り職務を免ぜられ、前田家の邸に幽用せらる。位記を返上す
- 同 五年(六十四歳) 幽閉を解かる
- 同 六年(六十五歳) ○七月、縣社阿夫利神社祠官に任ぜらる
- 八月、大講義に補せらる
- 同 八年(六十七歳) ○一月、少教正に補せらる
- 同 九年(六十八歳) ○六月、神奈川縣神道事務分局長を擔任す
- 同 十年(六十九歳) ○四月、權中教正に補せらる

- 同十二年(七十一歳) ○二月、權大教正に補せらる
- 十一月、三島神社宮司に任ぜられ、阿夫利神社祠官を兼ね
- 十二月、正七位に叙せらる
- 同十三年(七十二歳) ○三月、伊豆國神道分局長擔任
- 同十四年(七十三歳) ○三月、願に依て三島神社宮司を免ぜらる
- 十二月、籍を大山に移し、終焉の地と定めらる、蓋し門人並に氏子等の乞による
- 同十五年(七十四歳) ○九月、神奈川縣皇典講究分所委員を申付けらる
- 十一月、皇典講究所文學部教授を申付けらる
- 同十七年(七十六歳) ○六月、神道事務局諮詢申付けらる
- 十月、神道本局顧問申付らる。大教正に補せらる
- 十一月、神道本局編輯掛擔任
- 同二十年(七十九歳) ○四月、一等學正に叙せらる
- 六月八日、歿

語學自在	二	國文句讀考	一
國文學柱		文典辨疑	
漢文和讀例		形狀言八衢	三
祭典修禮書		葬儀式	
名越舎後老集			

(教典十二章)

大道大本

古傳に曰く、神道に隨ひて、亦、自ら、神の道あるを、カミナガタ惟神といふといへり。惟神の道といふは、造化の神の靈徳もて、成し出て賜ひ、定め賜ひし天地の道といふ。そは、天球の先になりて、高く位し、左に旋りて居を轉さるは、君の象なり。男の象なり。地の後に定りて、右に位して、天に従ひて右に旋轉するは、臣の象なり。

女の象なり。これに本づきて、君臣男女の道立つ。君臣男女の道立ちて、親子、兄弟、夫婦の道成定る。天球の其居を轉さずして、四方八方を照し明すは、大君の大宮の内に坐して、大政の大體を所知召すが如く、地球の天球に従ひて、旋轉りて止まざるは、臣とあるもの、大君の大御意を心として、大政を補翼け奉りて、身を委ね心を盡して、仕へ奉るが如く、親の子を慈み、子の親に仕へ、夫の婦を教へ、婦の夫に順ひ、兄の弟を愛み、弟の兄を敬ふも、亦、皆、これにおなじ。又、月球の地球に従ひて同行するは、臣の臣とあるもの、子の子とあるもの、其の主、其の親に仕ふるが如くなり。是れ造化の神の、天地と共に立て賜ひし道にして、即ち惟神の道なりけり。此の道一たび立ちて、萬世易らざる事天地の如し。古言に曰く。「わが國の事能くこそ神習へ、青人草習へや」といへり。勤めて怠りそね。

二七、萩原正平と伊豆國式社考證

(天保九年十二月十一日生年五十四)
 (明治廿四年六月七日歿)

正平初の名は直胤、伊豆國君澤郡川西村の人なり。幼にして學を好み、平田篤胤歿後の門弟となり、又權田直助に従ひ學ぶ。明治二年官許を得て家の祭に神道の式を以てす。伊豆國にて神道の葬を行ふもの是を始めとす。四年葦山縣知事より國內式社の調査を命ぜられ、七島各所を踏査し、伊豆國式社考證六卷を著す。後、神祇官宣教師三島神社少宮司、伊豆山神社祠官等に歴仕し、十七八年頃より後は専ら大社教の爲に力を竭し、大に地方團結、道德養成の必要を論じ、十九年産土講社を組織し、伊豆全國及び東駿の各地に巡遊し、人心を補導する所あり。二十四年六月七日病んで歿す。年五十四。その勤王の志篤きことは慶應三年孝明帝崩御ましますや、恰もその家宅新築の工、將に半ならんとする時なり。然るに此悲報に接するや、時幕府の末造にして天下露々鼎の沸くが如く、その或は萬年の謀を認るなからんとを恐れ、慷慨淋漓禁する能はず、其工事を止めて國事に奔走し、修身家宅の工を果さずして止みきと云ふ。

著書 伊豆國式社考證 六 三島大社傳記 一

伊豆三島神社考證 一 伊豆國式社考略 一

承久殉難五卿事蹟考 増訂豆州志稿

古史言行頌 火牟須比命神社考證 一

磐長姫命神社考證 一 神社雜考

七島日記 山櫻戸歌集

婚禮式 産土歌百首

矢筈ノ躡

二八、御巫清直の恪勤(文化九年生年八十三 明治廿七年七月四日歿)

清直、本姓は穂積臣、饒速日命六十世の孫なり。伊勢山田、杉原光基の長男にして母は松橋氏、幼にして母を喪ひ、從祖父御巫清富に養はる。天保九年九月、外宮御巫内人に補せらる。蓋し御巫の職たるや、神宮諸祭に當り、禊祓の神事を始めとして、

遷宮前後の大典に奉仕すべき重職なるに、一時故ありて他の預る所となりしが、清直に及びて之を復す。嘗て以爲らく、凡そ神宮の神官たるもの、宜しく神宮の典故に通ずべし。然るに、その典故紛亂隆替して其の本を失ふもの尠からず。我れ生命を賭して斯學を研究せんと。於是倭姫命世記の研究に着手す。嘉永二年九月、神宮式年正遷宮の際は病を推して奉仕し、その素願を果す。六年二月正六位上に叙せらる。當時内人叙任の事中絶せしを、こゝに於て恩命を蒙る。爾後山田奉行の命により屢國典を講し、褒賞多し。慶應元年六月、神宮神嘗祭再興の議あるにより藤波祭主と共に、滯京九十日、其間種々勘例調書を奉呈し、再興の趣旨を輔翼す。三年神宮外玉垣板垣再興の勘文を上る、蓋し此垣は久しく中絶し、神宮の文献中、徴すべきものなし。清直困苦討駁遂に再興の大業を全うす。明治二年十二月廿九日夜、外宮城内攝末社遙拜所火あり、これ正宮接近の地なるを以て、衆狼狽爲す所を知らず。清直烏帽子淨衣を着し、入りて内院御階の下に候し、御動座尙早きを告ぐと雖も、衆之を聽かず、別宮月夜見

宮に遷宮し奉り、鎮るの後即夜還御。此夜宮中死穢あり、加ふるに之に乗じて外宮相傳の古書の眞偽を疑ひ、或は御祭神を云々するものあり。清直憤然として反駁辯明し、終に事なきを得。四年神宮御改正の事あるや、御巫内人の補狀及位記を返上す。嘗て門生を戒めて曰く、人生の要道は國家の經濟を紊亂せざるに在り、古事記を按ずるに天神、伊耶那岐伊耶那美二神に勅して國土を修理固成せしむ。二神勅教を奉じて始めて行動を開始し給へり、故に是より以前は、神と云ひ、以後は命と稱す。命は乃ち天神の勅命を奉ずるの意なり。又其の序文に、因本教而識三孕ノ土産ノ島之時とあるは、即ち此の一段の事とす。本教とは乃ち國教にして、修理固成は國教の基なり、凡そ人として社會に生活する者は、夙夜修理固成の勅教を遵奉服膺して怠惰の行爲を戒め、國家の經濟に注意すべし。然るに従來碩學の名ある者、概ね一家の經濟を素り、貧困の中に一生を終るを常とすれば、今は學者と云へば貧乏の異名の如くなりて、學者自身も世事に亦無頓着にして、漠然世に處するを清雅高尚なりとす。凡そ學問の爲に家

産を破るも、酒色の爲に資財を擲つも、一家の經濟を破るに至りては其理一なり、人として衣食足らざれば、品行上自から缺くる所あり、故に學者は須らく富裕にして、一朝事あらば奮て國家に貢獻すべしと。此訓戒を以てするも、識見着眼の衆に異なるを知るべし。後、郷社阿竹神社祠官に拜し、又縣社箕曲中松原神社祠官に轉じ、六年五月之を辭す、同九年二月十八日教部省の命あり、東上同省御用掛を拜命し、尋で同省の命を帶て伊勢國北部各式社を巡檢して調書を呈出せり。伊勢國八郡式社檢録の著は是時に成れり。十二年四月神宮司廳七等雇出仕拜命、同年七月五日神宮教院一等教監に補せらる。但し當時一等教監は大教正と同一の待遇を受くるの内規あり、爾後専ら神宮教院に在りて教義上盡す所多し。就中世間往往我神道葬祭の本義を誤りて、儒佛混合の禮式を營み、當職者も亦之を知らざるを感慨し、神宮司兼大教正田中頼庸に建議し、以て葬祭式の改正を要求す。かの葬儀類證は田中大教正の囑托に依り、葬儀改定の資料として、當時編纂せられし所なり。十三年三月廿九日神宮禰宜に任せられ

翌月十日造神宮頭に兼補し、廿二年神宮式年御造營の大工事を監督せらる。抑も廿二年遷宮の事たるや、四年御改正後始めての御造營にして、此際古儀斟酌を名として密かに兩宮以下の丈尺を變更せむとする議あり。祭主兼造宮使久邇宮朝彦親王、園田守宣に命じて、古儀丈尺見込帳を製し、兩宮正殿以下各條下に註記せしめ、且清直に付して意見を問はしむ。清直命を奉じて閱するに、第一に外宮正殿古儀に反して丈尺を減じ、其他増減變更の箇處概ね當を失せり。依て一夜に悉く之を辨駁し、該帳に附して直に殿下に奉呈す。(本帳は神宮司廳林崎文庫に現在)於是殿下親しく兩人を御前に召し、見込帳に就きて互に辯論せしむ。其結果終に丈尺改正の内議は排斥せられ、明治二年御造營在形の儘を以て永世御造替の事に 聖裁を仰ぎ奉られきと云ふ。十九年十二月十七日官制改革に依り、神宮權禰宜に任じ、奏任官六等に叙せられ、廿年三月廿五日正八位に叙せらる。同年十二月廿八日老年の故を以て本官及兼補を辭退す。其歌に、

うつまでかあさなあさなの霜ふまひさえをあらそふ老の身にして

當時神宮司廳は皇大神宮域内に在り、其居小木村よりは七十餘町を隔て、朝夕の往來頗る困難を感じ、殊に間の山の坂路さへありて、風雪の時は少壯血氣の者と雖、車馬の力に頼らざるを得ず。然るに清直の強壯健康なる、未だ嘗て杖に倚り又は車馬の助けを借りし事はなかりきといふ。後、廿六年十月神苑會委員を囑托せられしが、翌年六月病に罹り月餘遂に起たず、七月四日卒す。年八十三。遺命に依り喪事は質素を以てし小木村の新墓所に葬る。清直幼より獨學苦刻、遂に一家を成し、伴信友穂井田忠友等と文書を往復し、又大國隆正。鈴木重胤。矢野玄道等と交り、毎に修理固成の神語を以て我國教となす。又嘉永年間攘夷海防の論囂然たりし時も、彼の祝詞中の「遠國者八十綱打掛氏引寄如し事皇大御神能寄奉波云々」とあるの時期到來せるものとなしたるが如き、實に一見識と云ふべし。

著書 神朝本記

太神宮本記遺文訂正

—

豊受大神宮内人次第
二宮瀝御馬沿革考

—

豊受大神寔錄	—	伊勢宮道考	—
豊受大神宮四至考	—	歌合書題新名所考	—
太神宮政印圖說	—	關東一宮由緒略記傳	—
二宮管社沿革考	六	七 栗紀行	—
太神宮寺排斥考	—	逸大同本記	—
神政通考	—	訂正延喜祝詞式	—
太神宮司補任次第	—	國崎神戸事跡抄	—
五度假殿詳說	—	太神宮古傳拾遺	—
太神宮本記假正抄	六	荒木田度會二氏出自考	—
麻奈井神社考	—	田丸城沿革考	—
二宮相殿神考證	—	新太神宮神祇百首和歌	—
離宮院考證	—	夷社八幡社神遷行事記	—

明治四十五年六月三日印刷
明治四十五年六月五日發行

(非賣品)

東京麴町區飯田町五ノ八

皇典講究所内

發行兼編輯者

神職養成部

右代表者

主事

高山

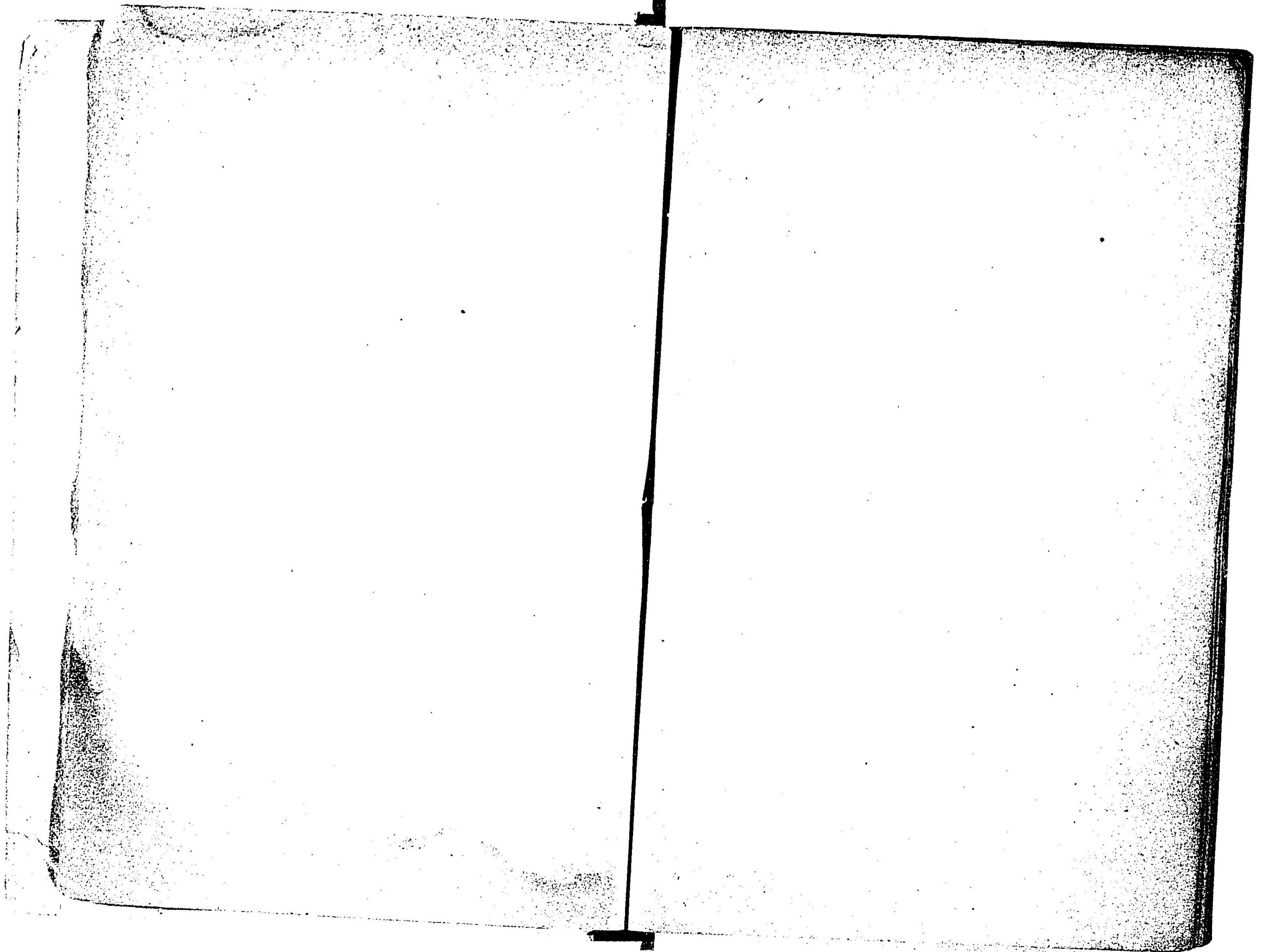
昇

印刷者

東京市小石川區小日向臺町三丁目四十三番地
佐伯外美雄

印刷所

東京市小石川區小日向臺町三丁目四十三番地
八洲舍



昭和十六年六月廿四日
小牧秀八

